

風土記の丘地内遺跡発掘調査報告 V

—— 島根県松江市山代町所在・四王寺跡 ——

昭和 63 年 3 月

教育委員会

目 次

1.はじめに	1
2.位置と歴史的環境	2
3.研究略史	4
4.調査区の設定とこれまでの調査	10
5.調査の概要	12
(1)第II調査区	12
(2)第III調査区	17
(3)第IV調査区	18
(4)第V調査区	26
(5)第VI調査区	32
6.むすび	34
7.付編 島根県松江市山代町四王寺跡出土軒平瓦に付着の赤色顔料 物質の化学分析による鑑定	43

例 言

1. 本書は昭和62年度に島根県教育委員会が、国庫補助金を得て実施した風土記の丘地内遺跡第5次発掘調査の報告である。調査は将来に予想される開発にそなえて遺跡の保護対策をたてるための基礎資料を得る目的で実施した。
2. 本年度は風土記の丘地内遺跡のうち、四王寺跡（島根県遺跡番号4-182）の発掘調査を行なった。発掘地は島根県松江市山代町144-3、175であった。
3. 調査組織は次のとおりである。

調査指導者 山本清（島根県文化財保護審議会副会長）、池田満雄（島根県文化財保護審議会委員）、渡辺貞幸（島根大学助教授）、佐藤信（文化庁記念物課文化財調査官）、山崎信二（同）、森仰大（京都国立博物館考古室長）、金誠亜（韓国国立扶餘博物館館長）

事務局 熊谷正弘（文化課課長）、安達富治（文化課課員補佐）、勝部昭（同）、矢内高太郎（文化係係長）、宮沢明久（埋蔵文化財第一係係長）、川原和人（同第二係長）、松本岩雄（文化課文化財保護主事）、卜部吉博（同）、田根裕美子（文化課嘱託）

調査員 三宅博士（島根県教育文化財団学芸主事）、平野芳英（同）、北脇孝夫（文化課主事）、丹羽野裕（同）、原田昭一（同）、萩雅人（同）、熱田貴保（同）

調査参加者 松浦晃、梅原弘、柳原明枝、松浦マシヨ、川見美智子、柳浦正子、北垣澄子、渡部美枝子、長羅忠、江川幸子、水野重江

遺物整理 安井令子、松川京子、藤原美紀子、飯塚康行、堀江五十鈴、物部茂樹、新海正博、井上洋子、高角恭子

調査協力 村上勇、的野克之、真田廣幸、内田律雄、柳浦俊一、山代東自治会、山代西自治会、県立八雲立つ風土記の丘

なお、上記のほかに次の方々から指導・助言を受けた。

久保智康、三舟隆之、近藤滋、秋田裕毅、角哲男、上原真人

4. 発掘調査に際しては、長澤やす子、松浦広、松浦晃、梅原弘、角吉郎、梅原美枝の各氏をはじめ地元の方々には終始多大な協力を得た。
5. 瓦付着の赤色顔料の分析については武庫川女子大学の安田博幸、井村由美両氏に依頼した。
6. 掃図中の欠印は国土調査法による第III座標系X軸の方向を指す。したがって磁北より $7^{\circ}12'$ 、真北より $0^{\circ}32'$ 東の方向を示している。
7. 本遺跡出土遺物および実測図、写真は島根県教育委員会で保管している。
8. 本書の執筆、編集は上記調査指導の先生方の助言を得ながら、宮沢明久、松本岩雄、平野芳英、三宅博士が行なった。

1. はじめに

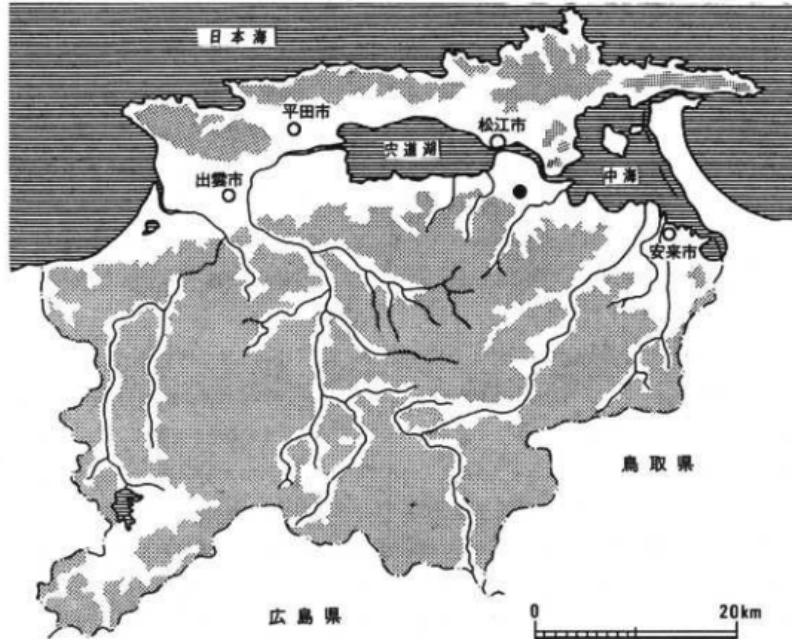
古代出雲文化に係る史跡その他の文化財を総合的に保存し、活用を図るため、昭和47年に島根県立八雲立つ風土記の丘を設置した。

以来、風土記の丘整備事業の一環として継続的に、風土記の丘地内の主要遺跡の発掘調査を実施してきた。昭和48年度の出雲国分尼寺跡の発掘調査から始め、岩屋後古墳、团原遺跡（山代郷正倉跡）、角畠遺跡、黒田畦遺跡、小無田遺跡、四王寺跡と調査を続けてきた。

この間、山代郷正倉跡では宅地造成問題が生じたが土地所有者との協議の結果、国の史跡に指定され保存が図されることになった。

しかし、岡田山古墳出土大刀からの銘文発見や、荒神谷遺跡からの各種青銅器の出土など重要な埋蔵文化財の発見が相次いだため昭和60年度、61年度はこれらへの対応のため調査を中断せざるを得なかった。

これらへの対応が一段落した昭和62年度には再び調査を実施することになり、四王寺跡の第2次



第1図 遺跡の位置 (●印)

調査を行なった。

昭和59年度の第1次調査では

- ①『出雲国風土記』成立前の瓦葺き建物の存在が推定される。
 - ②遺構の残存状況が良好である。
 - ③建物跡や地山加工壙の発見により、寺院跡の可能性もある。
 - ④貞觀9年(867)の下知による「四天王像安置の寺」の存在を裏付ける明確な資料は得られなかった。
 - ⑤中世遺物の出土により付近に中世有力者の建物跡存在の可能性が出てきた。
- というような調査成果が得られたのでこれらの結果をもとに、検出された建物や地山加工壙の性格・規模・時期、さらには寺域を確認することを目的に第2次調査を計画した。

2. 位置と歴史的環境

四王寺跡と称されている遺跡(島根県遺跡番号4-182)では、島根県松江市山代町字師(四王寺を中心として相当広範囲にわたって古瓦片が採集されている。このうち昭和59年度調査の対象とした地域は字師王寺の東側隣接地にあたる山代町字内御144-3番地である。ここは松江市の南郊にひろがる意宇川下流平野の西北隅にあたり、標高約20mを測る低丘陵緩斜面上に位置している。

山陰本線松江駅からは、東南方向に直線距離で約4.2kmのところである。松江駅から大庭、八雲方面行のバスに乗り、大庭十字路で下車すると国指定史跡「出雲國山代郷正倉跡」があり、そこから県道八重垣神社・竹矢線を東に約500m行ったところが四王寺跡である。国土地理院発行の5万分の1地形図「松江」でその場所を示せば、北東コーナーから南へ15.7cm、西へ28cmの地点になる(第1・2図)。

このあたりは、『出雲国風土記』に「神名隨野」と称されている茶門山(標高171.5m)南麓の舌状に張り出したところで、地形は台地状を呈している。この舌状の台地は東西約150m、南北約170mあり、北側(標高約23m)から南側(標高約16m)にかけてゆるやかに傾斜しているが、最南端の丸山の地帶は標高19mあまりと少し高くなっている。頂上部には墓地がある。台地のほぼ中央部は県道八重垣神社・竹矢線が東西に通っており、この周辺は相当数の民家が建ち並んでいる。

意宇川下流平野は八束郡八雲村の天狗山に源を発する意宇川によって形成された沖積平野で、西の篠川平野、東の安来平野には及ばないものの、この地域では有数な穀倉地帯のひとつである。この平野の周辺には、縄文時代・弥生時代の遺跡も相当数知られているが、特に古墳時代中期・後期に造築された出雲地域のなかでも著名な古墳群が密集している。平野の奥まった一帯(正確には馬

橋川水系になる)には大庭鶴塚古墳(方墳・一边約42m)、山代二子塚古墳(前方後方墳、復元全長約92m)、山代方墳(方墳、一边約45m)、永久宅裏古墳、東淵寺古墳(前方後円墳、復元全長約60m)、十王免横穴群、狐谷横穴群などがある。平野東縁には、円頭大刀に「頬田部臣…」の銘文が発見されて全国的に一躍著名になった岡田山1号墳をはじめ、团原古墳、岩屋後古墳、御崎山古墳(前方後方墳、全長約40m)、などが分布している。また、平野南側丘陵上には古天神古墳(前方後方墳、全長約27m) 東・西百塚山古墳群、安部谷古墳群があり、さらに北側丘陵上には廻田古墳、中竹矢古墳、上竹矢古墳群などが営まれている。

律令時代には、この平野の一角に国庁が設置され、この地域が政治上重要な位置を占めたことが知られる。天平5年(733)に勘造された『出雲國風土記』によれば、このあたりに出雲国庁をは



第2図 周辺の主要遺跡分布図

1 : 25000

- 1.四王寺跡 2.来美庵寺 3.出雲国庁跡 4.出雲国分寺跡 5.出雲国分尼寺跡 6.山代郷正倉跡 7.大庭鶴塚
- 8.山代二子塚 9.山代方墳 10.永久宅裏古墳 11.狐谷横穴群 12.十王免横穴群 13.東淵寺古墳 14.黒田館跡
- 15.小無田遺跡 16.团原古墳 17.黒田社土居遺跡 18.岡田山古墳群 19.岩屋後古墳 20.御崎山古墳 21.西百塚山古墳群
- 22.東百塚山古墳群 23.古天神古墳群 24.大草岩舟古墳 25.安部谷古墳群 26.廻田古墳
- 27.平所遺跡 28.上竹矢古墳群 29.才ノ峠遺跡 30.中竹矢遺跡 31.国分寺瓦窯跡 32.布田遺跡

じめ意宇郡家、意宇車田、駅、山代郷正倉等の公的施設が設置されていたという。また、「新造院」とされている私寺2ヶ所も山代郷内にあったことが記されている。意宇郡家、意宇車田、駅等については今のところ明確な遺構が検出されていないが、近年の発掘調査により出雲國庁については六所神社周辺、山代郷正倉については大庭十字路付近が有力であるとの結論が得られている。山代郷内に所在する「新造院」2ヶ所については、このたび発掘調査を実施した四王寺跡と、茶臼山北方に位置する来美庭寺をあてる説が最も多い。さらに、平野の北辺には天平13年（741）の国分寺造営の詔により建立された出雲國分寺跡・國分尼寺跡がある。このように、意宇川下流平野は律令時代になると名実ともに出雲の中心地となる。

以上、主要遺跡分布を概略記したように、意宇川下流平野一帯は古代出雲國を解明するに欠くことのできない重要な遺跡密集地であるといえる。

3. 研究略史

四王寺跡については昭和59年まで発掘調査等は実施されてはいないものの、この地域に字「師^師（四）王寺」と称される地名があることや、古瓦が採集されること、さらに『島根県史』によればここに礎石が存在していたとされること等から、古代寺院跡の存在したところとして早くから注目されていたところであった。つまり『出雲國風土記』記載の新造院に比定されていることや、『三代史錄』にみえる「四天王像安置の寺」とも関連して、これに関係する研究は相当古くからなされていた。したがって、四王寺跡をとり上げた論文・記述等は極めて多く、そのすべてにわたって網羅することは甚だ困難であるうえ、限られた紙幅ではとうてい紹介することもできない。ここではそのうち主要な文献をとりあげて、これまでの四王寺跡に関する研究の一部を素描しておくことにする。

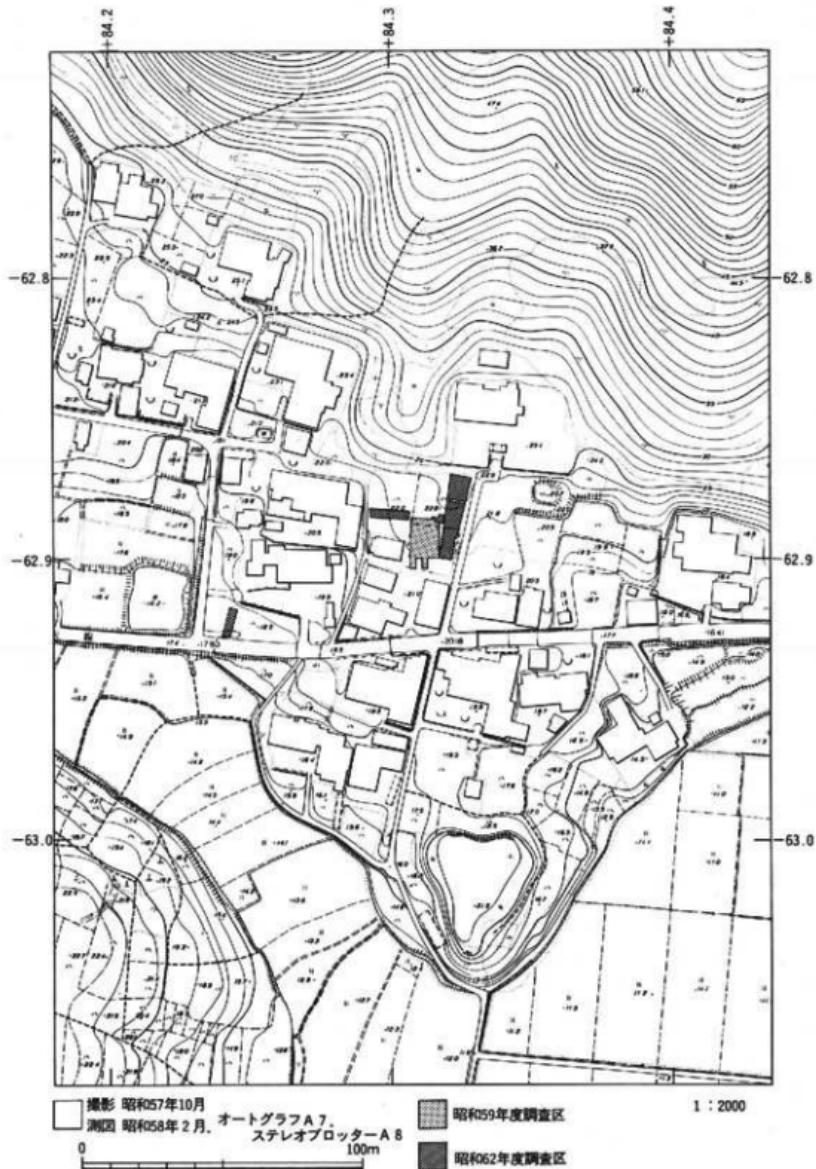
研究略史を述べる前にまず記しておくべきは『出雲國風土記』の記載である。『出雲國風土記』意宇郡の条には、山代郷内に2ヶ所の新造院のあったことが下記の如く記されている。

新造院一所、在山代郷中、郡家西北四里二百歩。建立巖堂也。無。日置君目烈之所造也。

山家神門口櫛村
御麻吉之組田。

新造院一所、在山代郷中、郡家西北二里。建立巖堂。皆^一飯石郡少領出雲臣弟山之所造也。
この2ヶ所の新造院の位置は、意宇郡家（國府と同所にあったと考えられている）からの方向と距離によって示されており、これまでの研究はこの新造院と寺院跡との比定問題、國府（意宇郡家）の所在地推定にかかる論議につきるといつても過言ではない。

さて、遺跡としての四王寺跡に関する最も古い記述は、今からおよそ300年も前の天和3年（1687）に著わされた『出雲國風土記抄（鈔）』（以下「風土記抄」と略す）であろう。「風土記抄」



第3図 四天王寺跡周辺地形及び調査区位置図

1 : 2000

は『出雲國風土記』の最も古い注釈書であり、松江藩士岸崎左久次時照の著である。「風土記抄」では出雲國を「出雲鄉村十字街」とし、方向・車程については矛盾をきたすものの、日置君目烈が建立した新造院を出雲國分寺跡に、出雲臣弟山が建立した新造院を四王寺跡にあてている。すなわち、「風土記抄」には出雲臣弟山建立の新造院記述の次に

「鈔日西北二里今十二町蓋聞有山代村于四王寺^{トヨブハ}今者無之不知抑是呼不^{スノキタカレカイナキ}」と記されている。

明治40年には柴田常忠が「四王寺」は『三代実錄』貞觀9年(867)にみえる「四天王像安置の寺」であることを指摘しており、その後全てこれに従っている。なお、新造院との関係については特に触れられていない。^{註4}

明治42年には大道弘雄が「探雲記」を書いているが、四王寺については先の柴田と同様に「四天王像安置の寺」であるとし、日置君目烈建立の新造院を国分尼寺に、出雲臣弟山建立の新造院を国分寺にあてている。^{註5}

その後大正7年に梅原末治は「出雲國分寺と四王寺の址」と題してはじめて考古学的に遺跡の現状と採集遺物についての報告を行なっている。それによれば、國庁を出雲鄉村大(府)敷あたりとし方向はやや西に偏しているが車程の関係から、日置君目烈建立の新造院を四王寺跡に比定し、貞觀年間以後は四王寺として使用されたものと推定されている。この場所が四王寺としてはふさわしくない低地に位置していることについては、北側に接してある茶臼山上に別に監視の設備を置いたものと解せばよいとしている。古瓦は軒丸瓦2種、軒平瓦1種が紹介されているが、これらはいずれも平安初期のものと考えられるとし、天平時代の遺物は未だ採集されていないとしている。なお、國分寺については出雲臣弟山建立の新造院を後に改めたものとしている。國庁を字「夫敷」に求める限り、梅原のこの説はきわめて説得力のあるもので、その後多くの研究者がこの考え方とほぼ同様な見解を示している。^{註6}すなわち、大正14年に刊行された『島根縣史』、大正15年の『出雲國風土記考證』^{註7}『八束郡誌』等がそれである。^{註8}^{註9}

ところが、『出雲國風土記考證』を著わした後藤藏四郎は、その後昭和12年刊行の『出雲國風土記註解』^{註10}において若干の修正を行なっている。つまり、四王寺跡を日置君目烈建立の新造院とする郡家からの距離に合いかねるので「山代の後方にて射的場の西北に礎石の残る所(來美庵寺にあたると思われる——筆者註)がそれか。」としている。出雲臣弟山建立の新造院は相変らず國分寺跡にあてているが、來美庵寺を日置君目烈建立の新造院に比定した初見のものとして評価されよう。

昭和28年には國庁の所在地に関してこれまでの説を根本的に見直そうとする画期的な論文が出された。朝山啓の「出雲國風土記における地理上の諸問題」^{註11}がそれである。朝山は出雲郷の字「夫敷」は「道路として大きく見て正しい十字街ができぬ欠点もあり、また意宇川の氾濫を考えると實に危険千万な場所」であることから國庁とするにはふさわしくないとし、まず來美庵寺を日置君目烈建立の新造院、四王寺跡を出雲臣弟山建立の新造院にあて、この両跡から逆に南東二里と四里二百歩

のところ、すなわち大草集落の西端を国庁に求めようとしたのである。山代郷内の2ヶ所の新造院と国庁の所在地については、その後この朝山説が最も有力視されるところとなり、「出雲國風土記参究」^{註12}等もこれに従っている。

朝山論文の発表、「出雲國風土記参究」の刊行以後は、特に出雲国庁所在地をめぐって研究が進められ、恩田清が意宇郡大草村御検地帳等に「こくてふ」「さい所」などの地名が存在することをつきとめ、昭和37年に六所神社北西の字「竹ノ後」を中心とする方2丁を国庁に、その周囲方6丁を国府に想定する説を公表するに至った。^{註13}これに基づき、さらに恩田清は昭和39年に「山代南新造院と四王寺について」と題して、四王寺跡と「出雲臣弟山建立の新造院」・「四天王寺安置の寺」^{註14}との関係について詳細に論じた。

これに対して水野祐は、昭和40年に『出雲國風土記論攷』なる大著を著わし、そのなかで国庁を松江市竹矢町三軒屋の東南400mに比定し、この地点を起点にして日置君目烈建立の新造院を四王寺跡に、出雲臣弟山建立の新造院を大草町竹ノ後北方にあてている。水野は単に所在地を推定するのみにとどまらず、新造院の性格についてもかなり詳細に論述している。すなわち、「新造院」とは「新しく造った寺の意で、いまだ寺号の定められていないもの」などではなく、「出雲國風土記」勘定の年より相当古くから建立されていたものもあり、「風土記」の記載では「寺」と「院」を明



第4図 寺院跡・国庁推定地等位置図

1 : 50000

A. 四王寺跡 B. 来美庵寺 C. 出雲國分寺跡 D. 出雲國分尼寺跡 E. 山代南庵寺 F. 出雲国庁跡（六所神社付近） G. 出雲国庁推定地（出雲郡字夫敷） H. 出雲国庁推定地（竹矢町三軒屋・丁が坪） I. 出雲国庁推定地（竹矢町三軒屋の東南） J. 山代郷正倉跡 K. 茶臼山（神名越野）

寺跡等 文 献	四王寺跡	来美庵寺	城分寺跡	西分尼寺跡	そ の 他	出雲國府
岸崎時照『出雲國風土記抄』天和3	出雲臣弟山建立の新造院		日置君目烈建立の新造院			出雲郡村 十字街
大道弘堆『探雲記』明治42	四天王像安置の寺		出雲臣弟山建立の新造院 ↓ 国分寺	日置君目烈建立の新造院 ↓ 国分尼寺		
梅原末治『出雲の国分寺と四王寺の址』大正7	日置君目烈建立の新造院 ↓ 四王寺		出雲臣弟山建立の新造院 ↓ 国分寺			出雲郡村 大(府)敷
野津ら馬之助『島根県史』大正14	日置君目烈建立の新造院 ↓ 四王寺		出雲臣弟山建立の新造院 ↓ 国分寺			出雲郡村 七夫敷
後藤藏四郎『出雲國風土記考證』大正15	日置君目烈建立の新造院 ↓ 四王寺?		出雲臣弟山建立の新造院 ↓ 国分寺			出 雲 郡
後藤藏四郎『出雲國風土記註解』昭和12		日置君目烈建立の新造院	出雲臣弟山建立の新造院			出 雲 郡
朝山晴『出雲國風土記における地理上の諸問題』昭和28	出雲臣弟山建立の新造院	日置君目烈建立の新造院				大草集落の 西端
加藤義成『出雲國風土記參究』昭和32	出雲臣弟山建立の新造院 ↓ 四王寺	日置君目烈建立の新造院				六所神社西北
恩田清『山代南新造院と四王寺について』昭和39	出雲臣弟山建立の新造院 ↓ 四王寺	日置君目烈建立の新造院				六所神社付近
水野祐『出雲國風土記論叢』昭和40	日置君目烈建立の新造院 ↓ 四王寺				大草町竹ノ後 北方を出雲臣弟山建立の新造院とする	竹矢町三軒屋の東南
近藤正『出雲國風土記所載の新造院とその造立者』昭和42	出雲臣弟山建立の新造院	日置君目烈建立の新造院				
山本清・池田清雄『新修島根県史』昭和43	出雲臣弟山建立の新造院? ↓ 四王寺	日置君目烈建立の新造院			山代南廢寺も出雲臣弟山建立の新造院の可能性あり	六所神社ないし大草集落付近

表 1 山代郷内の新造院推定地一覧

確に区別しているとしている。そして新造院の立地などから「恰も新羅の驛院制に於ける院宇の如きもので、恐らくそれに附いて、地方豪族の慈善事業として、全く私的に建設された専ら旅人救済のための休憩所乃至無料宿泊所としての施設を附帯した、本堂或は三重塔を中心とした一区画内の建造物群の総称である」とされた。

新造院について論じたものとしてはほかに近藤正の論文がある。近藤は遺跡・遺物の詳細な検討に基づき、「山雲國風土記」記載の新造院と寺跡の比定を行ない、その造立者の性格について論究している。山代郷内の2ヶ所の新造院所在地については、朝山崎・加藤義成等と同様に来美施寺・四王寺跡をあてている。「出雲國風土記」記載の新造院出土古瓦に関しては、大きく教吳寺跡系瓦があるとし、教吳寺跡瓦——米美施寺——四王寺跡という系譜があり、これらの文様意匠は新羅との関連があるものとしている。造立者の性格については、出雲臣・神門臣等單に大化前代から続いた古い伝統をもった郡司層だけでなく、この時代に勢力をもつて至った新興の豪族（「口置部根緒」「権印支知麻呂」）によって建立された寺院もあったとし、そうした新興豪族は「山間部に近い僻地（恐らくは製鉄による在地勢力の拡張によったものであろうが）にしか存在し得なかつたのではなかろうか。」とされている。

その後新造院について積極的に取りあげた論文はないが、昭和43年から45年にかけて松江市大草町六所神社周辺の発掘調査が実施され、奈良時代の企画性のある建物群、硯、墨書き器、木簡などが検出され、このあたりが国府としてほとんど確定的となつた。^{註17}したがって、山代郷内の新造院については六所神社周辺からの方向・里程を考えるとおのずと日置君目烈建立の新造院は来美施寺に、出雲臣弟山建立の新造院は四王寺跡にあてるのが順当な考え方となり、現在では定説化しているといつよい。ただし、「新修島根県史」では四王寺跡の東150mほどの茶臼山南麓に奈良時代後期の特色を示す古瓦類が発見されており（山代南施寺と称されている）、ここに出雲臣弟山建立の新造院とする説のあることが紹介されている。

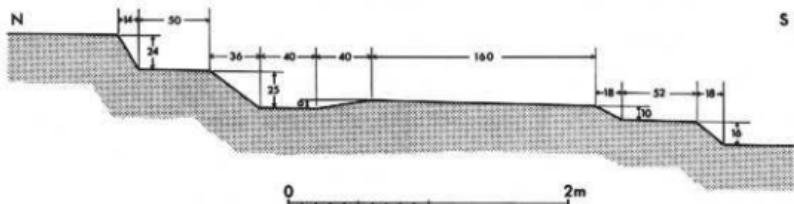
四王寺跡に関するこれまでの研究は大略以下のとおりである。

なお、蛇足ながら『出雲國風土記考證』『出雲國風土記参究』『出雲國風土記論致』などをはじめとするほとんどの主要文献において「風土記抄」では日置君目烈建立の新造院を四王寺跡にあてている」としているが、此章冒頭に「風土記抄」を引用した如く誤りであるので注意を要する。「風土記抄」では国府を出雲郷村と考えておりながら、不思議なことに『出雲國風土記』の記載によれば国府（意宇郡家）から距離が近いはずの出雲臣弟山建立の新造院を、実際には日置君目烈建立の新造院に比定した因分寺跡より遠く離れた四王寺にあてており、結果として現在定説化している見解と一致していたことになるのである。

- 註 1 野津左馬之助『島根県史』第5巻 島根県史編纂掛 大正14年
- 2 『出雲國風土記』原文の引用は、加藤義成『改訂出雲國風土記參究』（昭和57年）による。
- 3 岸崎左久次時熙『出雲國風土記抄』天和3年、以下『風土記抄』原文の引用は桑原家本（島根大学図書館蔵による）。
- 4 柴田常忠『四王寺』『宗教界』第3巻第1号 明治40年
- 5 大道弘雄『探雲記（第4回）』『考古界』第8巻第5号 明治42年
- 6 梅原末治『出雲國分寺と四王寺の址』『歴史地理』第31巻第5号 大正7年
- 7 註1と同じ
- 8 後藤藏四郎『出雲國風土記考證』大正15年
- 9 奥原鴉雀『八束郡誌』大正15年
- 10 後藤藏四郎『川雲国風土記註解』島根県教育委員会 昭和12年
- 11 朝山勝『出雲國風土記における地理上の諸問題』『出雲國風土記の研究』出雲大社 昭和28年
- 12 加藤義成『出雲國風土記參究』昭和32年
- 13 恩田清「地名くこくてふ」を追って 昭和37年4月16日付『島根新聞』
- 14 恩田清「山代南新造院と西下寺について」昭和39年7月13・14・15日付『島根新聞』
- 15 註12文献や、秋本吉郎『風土記』（日本古典文学大系）昭和33年などはこのように解している。
- 16 近藤正「『出雲國風土記』所載の新造院とその建立者」『歴史考古学論叢』2 昭和42年
- 17 松江市教育委員会『出雲國序発掘調査報告』昭和46年
- 18 山本清・池田満雄『寺院跡』『新修島根県史』通史篇1 島根県 昭和43年

4. 調査区の設定とこれまでの調査

今年度調査を実施するに際しては、昭和59年度調査の成果を踏まえ、5箇所の調査区を設定した。調査区の呼称は昭和59年度調査時に松江市山代町字「内堀」に設定したものを持て第I調査区とし、今年度のものはそれに継続させるかたちで、第II・III・IV・V・VI調査区と付することとした。昭和59年に調査の対象とした長沢やす子氏宅の南方一帯は標高20.5～23mのゆるやかな台地斜面で、東西約35m、南北約40mの範囲が畑として利用されているところである。第I調査区（156m²）



第5図 地山加工壇模式図

1 : 40

はその一隅、山代東集落センターの東側隣接地に設定したものである。

第I調査区 北半は耕作土下約20~30cmが地山となっていたが、南半は表土下50~60cmの深さまで地山に掘削加工が施されていることが確認された。検出された遺構は先の地山加工壇とでもいいくべきものその他、掘立柱建物跡1棟(S B01)、柱穴状落ち込み約80、溝状遺構1(S D01)、土坑1(S K01)などであった。

地山加工壇としたものは、調査区南半で認められた遺構で、その加工を北側からみていくと、約60度の角度で約24cm掘り下げ、幅50cmのテラスを設けたのちに、約40度の角度で、25cmあまり掘削されている。そこで底面幅約40cmの浅い溝状をなしたのち、今度は約10度のゆるやかな角度で6cmほど高くなり、幅160cmの平坦面になったのち再び約10度の角度で10cmほど低くなっている。

つまりここに南北方向に断面を取った場合、台形を呈す削り出しが形成されている。この南にはさらに幅約52cmのテラスをつくったのも40度程のやや急角度で16cmあまり低くなっている。この地山加工壇は東西方向に長く伸びており、山代東集落センター北側の崖面にもこれに近い地山加工が認められることから、この加工壇は第I調査区の西方で北方へ直角に折れていることも考慮される状況であった。地山加工壇の方位はTN-81°-Wである。

S B01は調査区北半の表土下20~30cmのところ、つまり加工壇上面で検出された東西棟建物である。建物の両端は調査区外にあるため、全体を明らかにしえなかつたが、少なくとも東西4間以上の大規模なものであることが知られた。東西主軸の方位はTN-75°-Wを測る。柱間寸法は桁行2.10m(7尺)等間となっており、北側柱穴列と南側柱穴列との間隔は4.60mを測り、このことから梁間は2間である可能性が大きいものであった。S K01は北側柱穴列のうちの一つ、P₄と重複するもので、東西156cm、南北130cm、深さ32cmを測る平面隅丸方形を呈す土坑であった。

S D01は調査区南側で検出された東西方向に走る溝状遺構で、幅15~30cm、深さ8cmを測るものである。小規模なものとはいえ、地山加工壇と同一方向であることが注意された。

この他、SB01とSD01との間に位置する幅160cmを測る平坦面には3条の柱穴列が認められた。北側のもの（SA01）は4つの柱穴からなり、柱間はほぼ1.98m（6.6尺）等間となっており、掘方内には柱の根固めのため瓦が詰め込まれている。この方位はTN-83°-Wである。次にこの南に位置するもの（SA02）も4つの柱穴からなり、柱間は2.7m（9尺）等間となっており、この方位はTN-86°-Wを示す。最も南側に位置する柱穴列（SA03）は3つの柱穴からなり、柱間はほぼ3.48m（11.6尺）等間となっている。この方位はTN-81°-Wを示す。この柱穴列は地山加工壙と同一方位を示し、かつ幅160cmを測る台形削り出し部の平坦面中央を東西に走り、位置や方位からすると地山加工壙及びSD01とに関する遺構である可能性が大きいと判断された。

そこで以下述べるように引き続き調査区の設定を行なった。第II調査区は地山加工壙が北へ屈曲すると考えられることなどからその方位を確認する目的で山代東集落センター北側に設定したものである。

また第IV調査区は第I調査区の東に設定した南北20m、東西5mを測る比較的広い区画で、SB01の東端及び、3条の柱穴列の東側の延長線等を追求することとした。第V調査区は、第IV調査区の北側の状況を把握することを目的として設定した。

第VI調査区は第IV調査区においてSB01の東端が確認できなかったため、第I調査区の北東隅に接するかたちに急速設定したものである。

なお上記の調査区から、約80m西方に位置する第III調査区は以前から古瓦が多数採集されていた松浦広氏宅の南側畠地、松江市山代町字船工寺175に設定した。

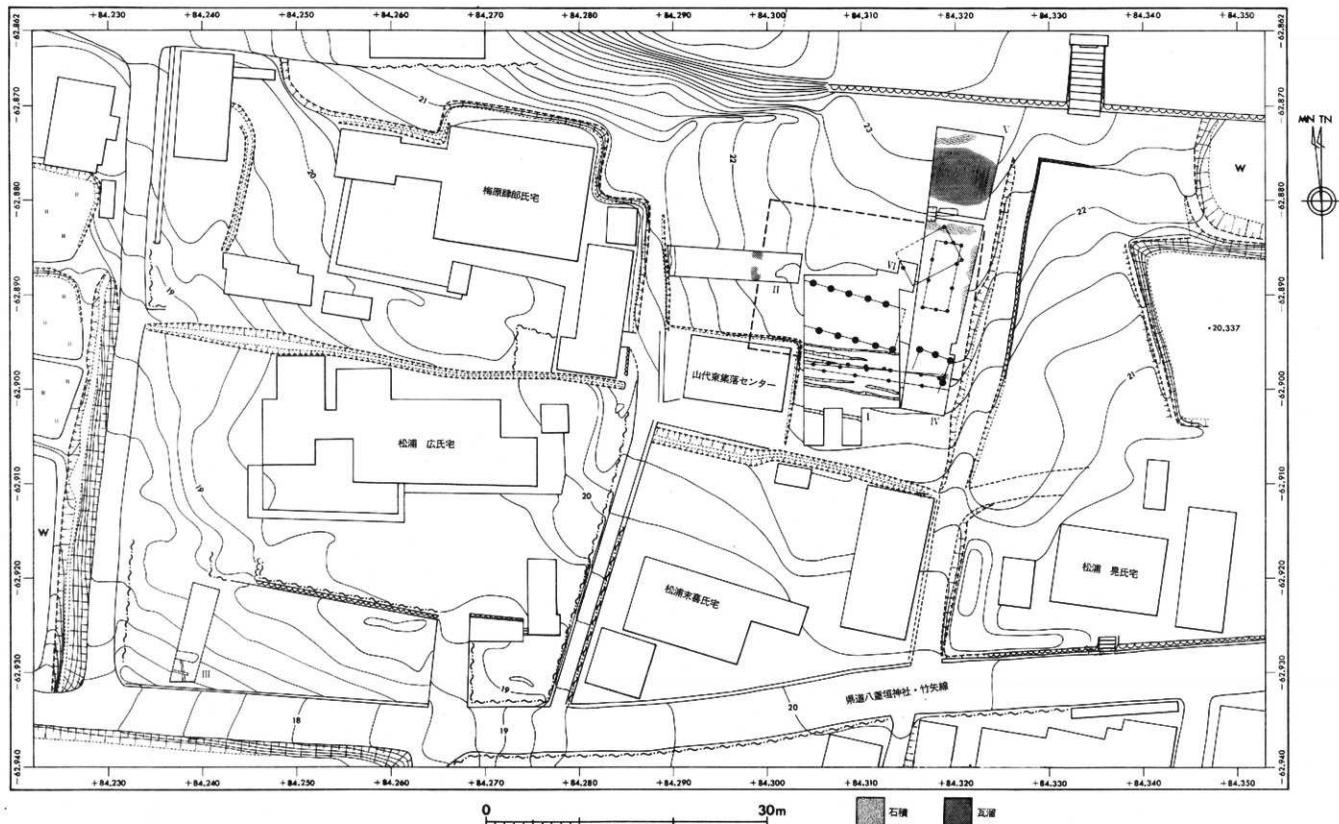
調査は10月26日から12月25日までの42日間、第II調査区から順次行なった。

5. 調査の概要

第II調査区

遺構 発掘調査区域内で検出した遺構は、瓦溜、袋状土坑1、土坑4、柱穴と考えられるもの34穴、溝状遺構2である（第7図）。

瓦溜 調査区のはば東4分の1位の場所に、調査区を南北に横断する瓦溜を検出した。南北3m、東西1.2mの幅で堆積していたが中程の所は後世土坑が掘りこまれ、瓦が除かれていた。瓦の堆積は厚さ20cmばかりで、1回の堆積で形成されたものと考えられた。この瓦溜は、その堆積方向から第4調査区で検出された地山加工壙の東辺とほぼ同方向を示し、第I、第IV調査区で見られた地山加工壙に関連するものと判断された。



第6図 発掘調査区周辺地形図

SK02 瓦溜の東側に掘りこまれた土坑で東西1.1m、南北1.9m、深さ0.7mある。土坑南東側の一部が柱穴状に張らむが、遺物は瓦溜から落ちたと思われる瓦片のみで遺構の性格は不明である。

SK03 瓦溜の中央部を割いて西側に延びる測定長径約2mの掘りこみであるが、遺構面が削平されているために本来の深さは不明である。SK02とSK04に切りこまれている。出土遺物は瓦溜から落ちこんだと思われる瓦片片だけ、遺構の性格は不明である。

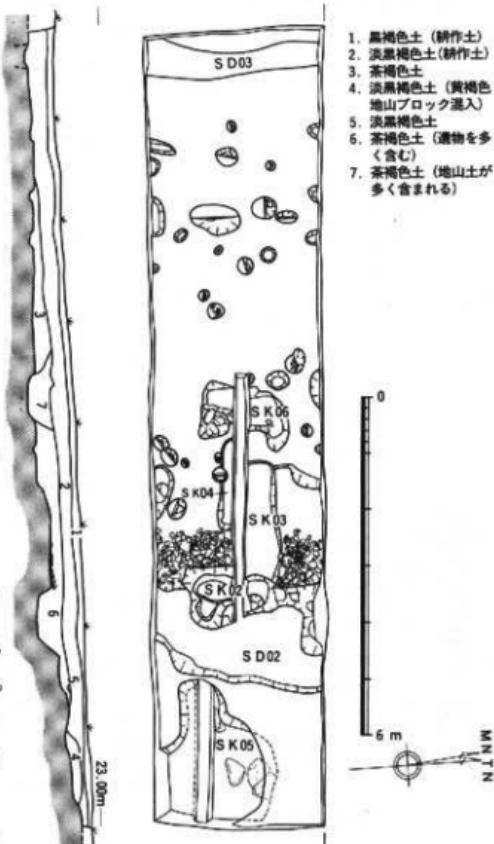
SK04 瓦溜の西端からわずかに離れた地点から、SK03を切って西側に延びる土坑で、長径約1.8mある。土坑本来の深さは、遺構面が削平されているために不明である。出土遺物は瓦溜から落ちこんだと思われる瓦片片だけ

で、遺構の性格は不明である。

SK05 (第8図)調査区の東南角で検出した測定口径約1.8×1.8m、深さ1.5mの大型の土坑である。土坑の西側は幅0.9m、長さ0.8mほど突出し、この中に長径50cmほどの石が2個あり台石のようになっていた。土坑内部の北側は壁面中程に大石が2個、その南側底面に1個石が検出できた。これらの石はいずれも地山に包含されているものと判断された。土坑内からは遺物が出土しておらず、この土坑の性格を考える手がかりは得ることができなかった。

SK06 SK04のすぐ西側に掘りこまれたもので、南北0.8m、東西0.5mの幅で、深さは20~30cmであるが、上部は削平されている可能性がある。土坑南側には石が置かれているがその機能は不明である。出土遺物は瓦片のみである。

柱穴群 調査区の西側4分の1付近を中心34の柱穴が検出できた。こ



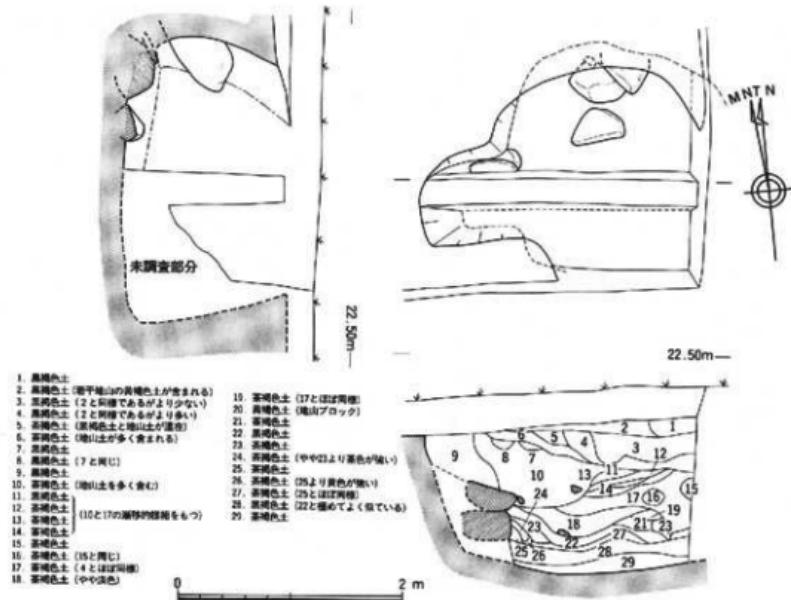
第7図 第II調査区遺構実測図

1 : 100

これらの柱穴群の位置する平坦面は、地山加工壙の西側と推定される瓦溜から西側に向けて緩やかな傾斜面が降りてきた所にあたる。このような平坦面は、前回の調査時の地山加工壙とされた所の南側においても認められており、基壙周辺に地山加工して平坦面を作ることが行なわれていたことを今回の調査でも確認することができた。柱穴の中に瓦片が認められるものが2穴あるほか、柱穴の径にも大小あるが、これだけの調査範囲では相互の関連および性格を極めることはできなかった。

SD02 瓦溜の東側で南北方向に走る浅い溝である。この溝は南側で西側にカーブしており、瓦溜の方向と異なることから、後世のものと考えられる。出土遺物はなく、時期は不明である。

SD03 調査区西壁にあって蛇行しながら南北に走る溝で、上端幅40~60cmである。溝内には板ガラス片、近・現代に属する磁器片も出土しており、埋土も耕作土と大きな変化は認められなかつた。のことから比較的新しい時期に掘りこまれたものであろうと考えられた。



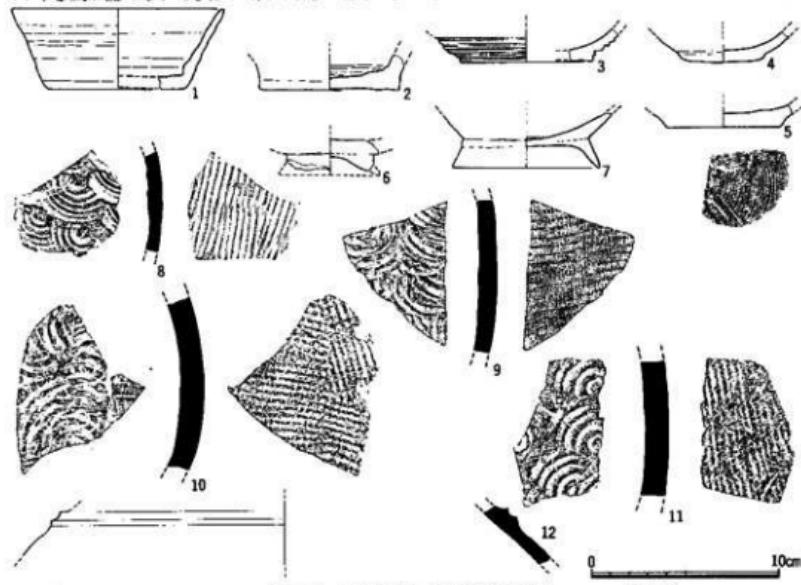
第8図 第II調査区 SK05 実測図

1 : 50

出土遺物 第II調査区から得られた遺物は調査区中央で散在するかたちで出土した土師質土器（第9図1～7）須恵器の壺片（同8～12）、中央やや東寄りに堆積していた瓦類（第10図）、さらにSD03内にあった近・現代の陶磁器片・板ガラス片であった。

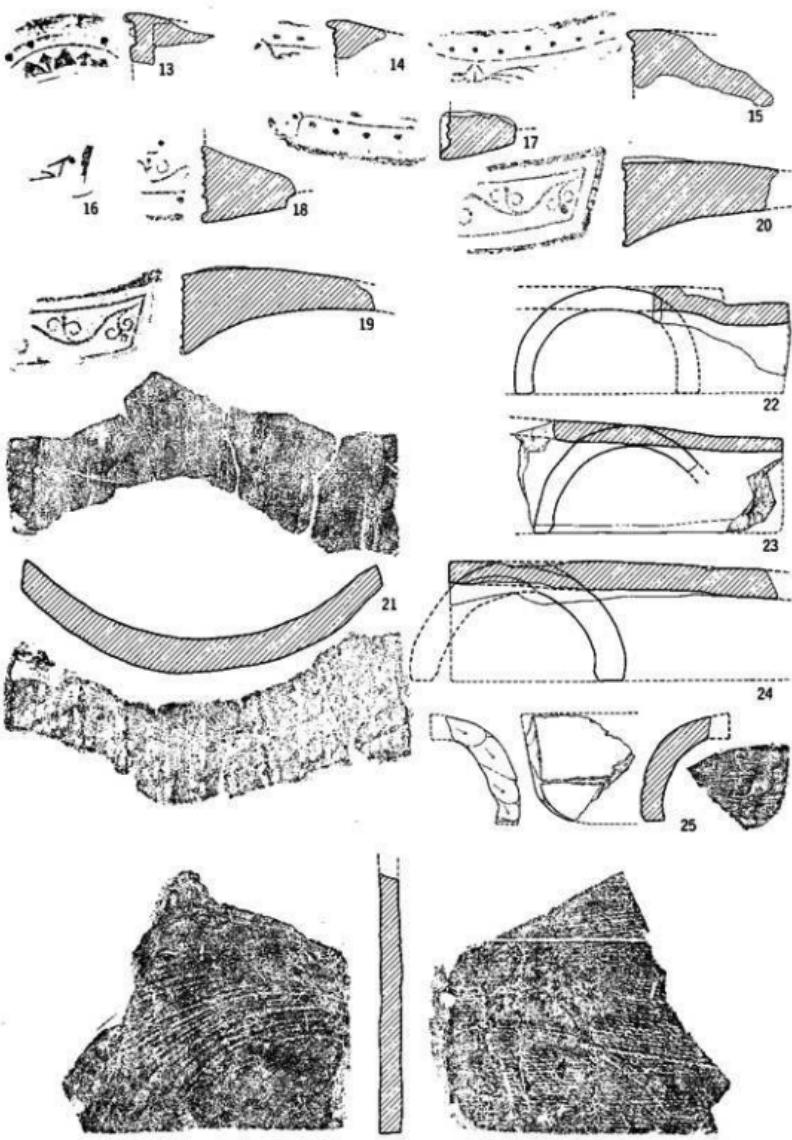
土師質土器としたものは体部が逆「へ」の字状を呈す杯である。底部は糸切りによって切り離されたままのものとその後に高台を付けるものとの二者がある。全体の形態がうかがえる(1)は、口径11.5cm、底径7.5cm、高さ4.5cmを測るものである。柳浦編年5形式の須恵器杯の形態に類似する。須恵器の壺片は多数あって外側は平行叩き、内面に同心円文が認められる。(12)は白灰色を呈す陶片で、壺の肩部であろう。

瓦はいずれも完形に復しえるものはないが、軒丸瓦・丸瓦・半瓦・面戸瓦・熨斗瓦等各種が認められた。(13)は四王寺I類軒丸瓦である。瓦当との接合は印籠付となっている。(第10図14～17)は今回の調査で文様構成が明らかになったもので、四王寺0類軒平瓦と呼ぶことにした。この類は段頸の形態を呈し、焼成はあまりくずれも黄赤色を呈す。(18)は四王寺I類軒平瓦である。段頸の形態を呈し、土師質の焼き上がりとなっている。(19～20)は四王寺II類軒平瓦で、曲線頸の形態を呈し、焼成は良好で、須恵質となっている。(21)は幅25cmを測る半瓦で、凹面に布目痕が、凸面に粗い格子の叩き痕が認められる。(22・23)は丸瓦の端部で、(22)は玉縁を付したもの、(23)は行基式となって



第9図 第II調査区出土遺物実測図

1 : 3



第10図 第II調査区 出土瓦実測図

1:4

いる。いずれも凸部は縫目の叩き痕が、ヘラ磨きによって消されている。(25)は面戸瓦で、左側端部は焼成前にヘラによって切り落され、凹面には布目痕が認められる。(26)は熨斗瓦で、端辺から13.5cmの位置に分割線が施されている。上面には縫目の叩き痕、下面には糸切り痕が認められる。

第III調査区

遺構 第III調査区は県道八重垣—竹矢線の北側畠地、松江市山代町師王寺175に設定した東西3m、南北10mを測るものである。ここでは暗灰色土20cm、暗褐色土50cm、暗褐色土30cmを除去すると明黄色を呈すかなり堅緻な地山となっており、各種の柱穴状落ち込みや土坑、溝はこの面に掘り込まれていた。

検出遺構は柱穴状落ち込み27箇所、土坑(SK07)1、溝状遺構(SD04・05)であった(第11図)。柱穴状落ち込みは中に不整形なものもあるが、大半は径30~40cm、深さ30cmを測る、円形掘方を呈すものであった。西壁沿いの2穴は一応柱穴状落ち込みとして扱ったが断定はしがたい。

SK07としたものは東西250cm、南北90cm、深さ5cmを測る不整形なものである。この埋土上面で須恵器蓋坏1組(第12図27・28)が出土

した。

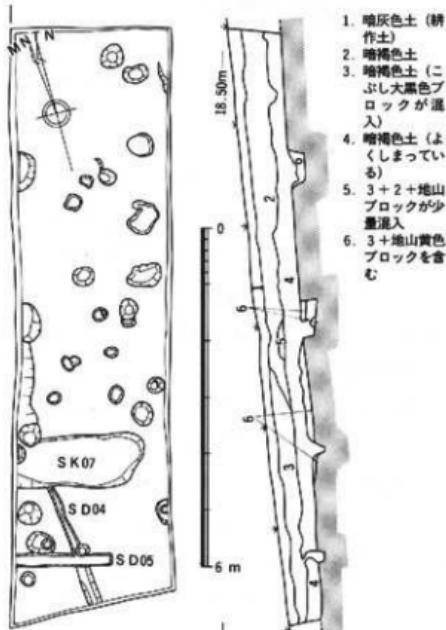
SD04は検出長220cm、幅15cm、深さ3cmを測るものである。

SD05は2層目の耕作土から掘り込まれており、付近から出土した灯明皿(32)は、溝の掘削時に混入したものと判断された。SD04と重複しており、SD04(古)→SD05(新)という関係が認められた。

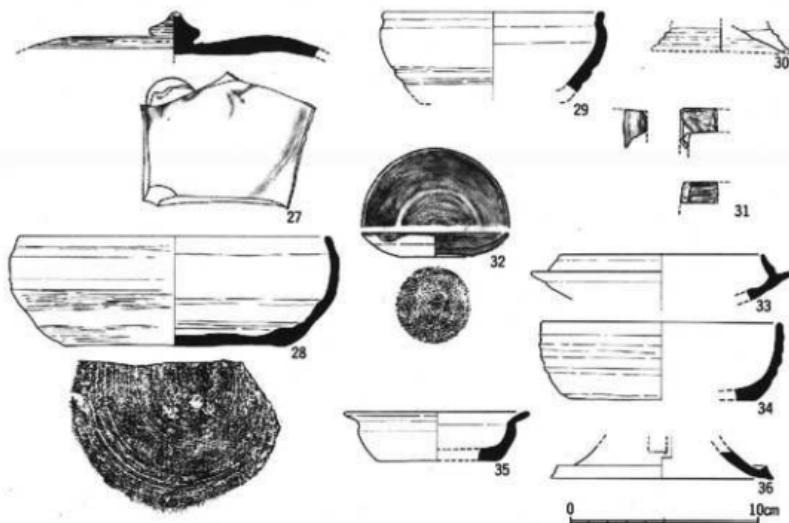
調査区の北西隅で青磁碗片、SK07周辺で鉄滓が出土した。調査区一帯を覆う土はかなり厚く、後世大がかりな埋土がなされた結果であろうと判断された。

遺物 この調査で得られた遺物のうち図示しえるものは僅少であった。

(27・28)は宝珠つまみをもつ蓋付坏でセットを成すと判断された。蓋の上面はヘラ削りとなっており、身の底部は糸切り痕が認められる。蓋の内面には墨様の染があ



第11図 第III調査区遺構実測図 1:100



第12図 第III調査区出土遺物実測図

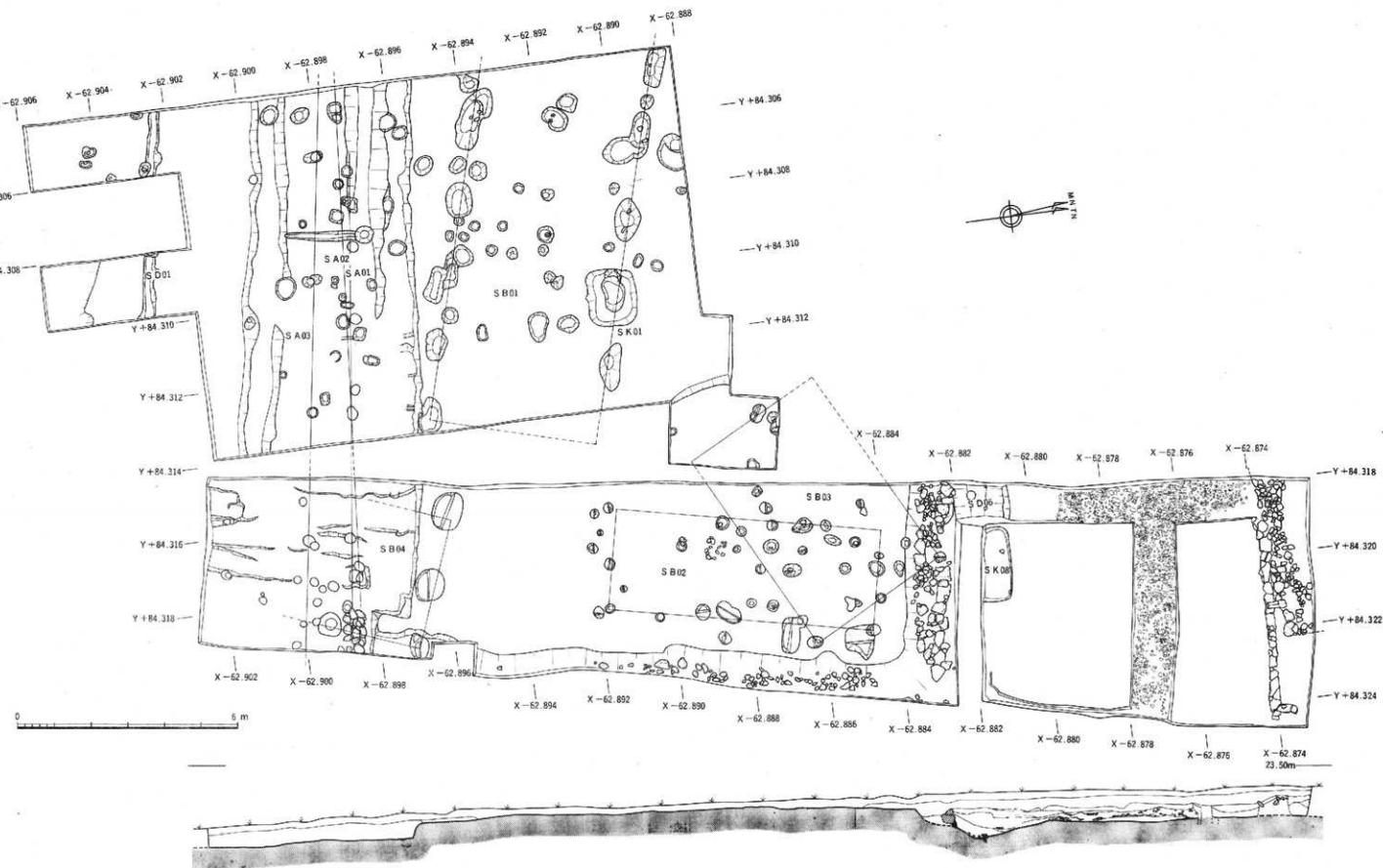
1 : 3

り、かなり磨滅していることが注意される。杯身を台として、蓋を転用鏡として使用された可能性も考慮されよう。出雲国庁須恵器編年第3形式である。(29)は須恵器杯で口縁部が鐘口状になるところに特徴がある。(30)は土師質土器の低脚部である。(31)は石製鏡の破片である。(32)は灯明皿で、内面には暗茶色の施釉が見られ、他は露胎となっている。近世のものであろう。以下は調査区周辺での表採品で(33)は山陰須恵器編年Ⅲ期に属す蓋付杯の身である。(34)は出雲国庁須恵器編年第3形式に属す杯、(35)は須恵器の灯明皿、(36)は高杯の脚端部である。

第IV調査区

造構 第IV調査区は昭和59年度に調査を実施した第I調査区の東側隣接地に位置する南北20m、東西5mを測るものである。ここに調査区を設定した主目的は、第I調査区の北半で検出したSB01の東側柱並びを確認すること、南半の柵状を呈す柱穴列の東側の状況を把握することにあった。

調査区中央では表土を20cm除去すると明黄色を呈す堅緻な地山となっており、柱穴状落ち込み等はこの面に掘り込まれていた。調査区の北方では壁沿に東西に走る落ち込みが認められたが、これは調査区北東隅で南へ直角に曲がり、南へ約15.5mいったX=-62k898mあたりで再度西方向に直角に曲がるものであった。ただし、曲がった直後のY=84k317mから、第I調査区中央のY=84k310mあたりまでの間は耕作によって擾乱を受けており、元来の形態を示すものではないと判



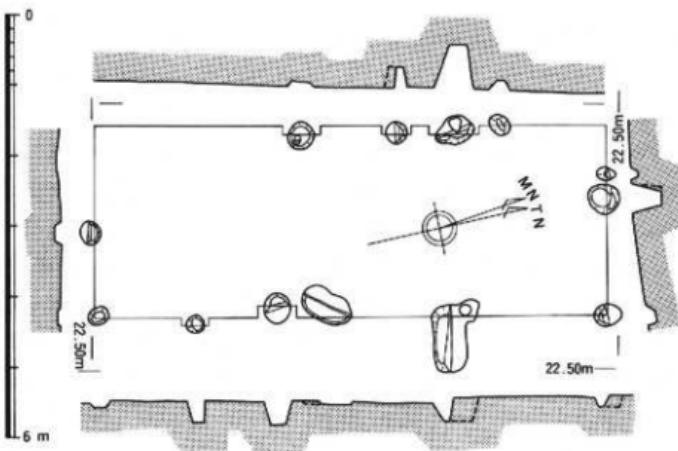
第13図 第I・第IV～第VI調査区検出遺構実測図

断された。またこのあたりは後世、埋戻しをした痕跡があり、多くの瓦片が含まれていた。第IV調査区で検出したところの上記の遺構は、調査区壁に沿って平面「コ」の字状を呈すかたちにめぐるものであった。しかも、第IV調査区のX=-62k898mあたりをこの遺構の南東隅と想定し、第I調査区のX=-62k896m付近の地山加工壇の肩に向けて線を引いた場合、この線は第IV調査区北壁沿に東西方向に走る落ち込みの線とはほぼ平行することになる。したがって、第I調査区で認められた地山加工壇と一体を成す遺構であると判断された。

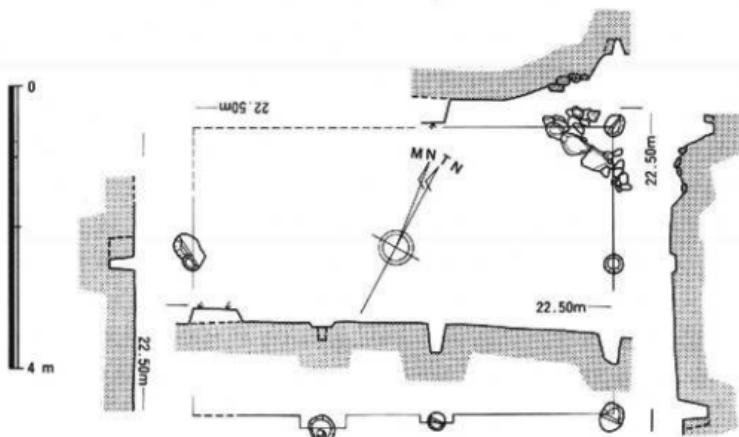
⁽³⁾ ちなみに、昭和59年度調査の報告によれば山代東集落センターの「境界柱から西側へ約5.2mのところで地山が25cm以上落ち込んで」おり、「発掘調査区南半で検出された大規模な地山加工段と一通のものである可能性がある」と記されている。先に想定した地山加工壇東西線に報告の記述に従って境界柱の西方5.2mの位置から垂線を北に向けて引くと、第II調査区で検出した南北にはしる瓦窓の位置、方向とがほぼ重なるかたちとなっている。この想定が正しいとするならば第I・IV調査区で検出している地山加工壇は東西約23m、南北約16mを測る方形台状を呈す遺構の一部であるとすることができよう。この方形台状遺構の残存状態の良好な箇所は調査区北西隅の位置である。北側の加工壇上端から約50°の角度をもって削り込まれ、深さ40cmの位置で幅80cmのテラスを設け、その北側は約30°の角度をもって下降している。第V調査区の項で詳述するが、下降した斜面は方形台状を呈す遺構の北辺に沿って走る溝の南壁面となっている。この壁面の上端つまり、テラスの北辺には石材が2～3段積み上げられており、その高さは最も残存良好な部分で約50～60cmを測るものであった。特に注意すべきは調査区北西隅の石積で、最下段の石材の下端とテラス面との隙間に軒平瓦(58)が認められたことである。しかも瓦当の厚い部分が奥に向かっていたことは、石積みを施した後に差し込んだとするより、テラス上面が傾斜していたので、石積の安定を計るために作業当初置かれたものであろうと判断された。第I調査区地山加工壇下、第IV調査区北壁沿、東壁沿、加工壇東南隅等で検出した石材は先の方形加工壇の縁辺に積み上げられていたものが転落したものであろう。前述した方形加工壇は周辺の瓦の出土状況等からすると建物の基壇としてあやまりはないと考えられ、その主軸方位はTN-81°-Wであった。

この基壇上面は耕作によって著しい擾乱を受けており、その高さは元来検出面より数10cm高かったであろうと想像される。基壇上面で検出した遺構は柱穴状落ち込み47個、礎石の根石となる可能性のある礎群1箇所であった。柱穴状落ち込みは基壇の北半に小規模なものが集中し、南側は基壇の南辺に沿って長径100cm、短径80cmを測る比較的大きなものが3穴認められたにすぎなかった。基壇北辺では前述した石積遺構1条、柱穴状落ち込み1を検出した。基壇の東辺斜面では積石の転石・瓦片が出土し、原位置を保つ積石は認められなかった。

基壇の南東隅下には調査区東壁に接するかたちで積石の最下段と考えられる石材が認められた。



第14図 SB02 実測図 1:80



第15図 SB03 実測図 1:80

このうち調査区東壁内にその一部が埋もれているものは原位置を保っていると判断された。

南側基壇下には小規模な柱穴状落ち込み22、径60cmを測る比較的大きな柱穴状落ち込み1を検出した。前者は第1調査区で検出している三条の構列と考えられるものの続きであろうと判断された。

以下基壇上面、北方の建物遺構から順次記すこととする。

SB02 基壇上、北東隅に位置する南北棟で、梁間2間(2.7m)桁行3間(7.2m)の規模をもつ

掘立柱建物である。建物主軸方位は TN-11°-E である。柱間寸法は北側梁間が 1.05m (3.5 尺)・1.65m (5.5 尺)・南側梁間が 1.5m (5 尺)・1.2m (4 尺)・東側桁行 2.1m (7 尺)・2.55m (8.5 尺)・2.55m (8.5 尺)、西側桁行 2.1m (7 尺)・2.25m (7.5 尺)・2.85m (9.5 尺) となっている。いずれも柱間が等間隔で割りきれず、柱掘方も径 25cm~40cm と小規模ではあるが基壇の主軸方位に近い方位となっている。

SB03 SB02 と重複する位置で検出した掘立柱建物で、梁間 2 間 (4.05m)、桁行 3 間 (6m) となっており、建物主軸方位は TN-62°-E である。柱間寸法は東・西の梁間とも 1.92m (6.5 尺)・2.10m (7 尺) となっている。南側桁は 2.55m (8.5 尺)、1.65m (5.5 尺)、1.8m (6 尺) で北側は未調査のため不明である。この建物と基壇の石積とは重複しており、基壇石積(古)→SB03(新)と云う関係が認められた。

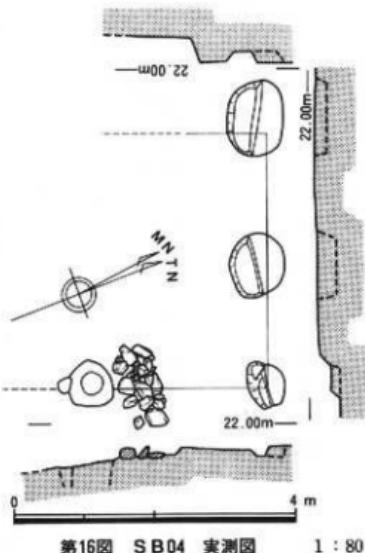
SB04 基壇の南東隅で検出した掘立柱建物で、建物主軸方位は TN-20°-E を測る。梁間 2 間 (3.6m) 桁行 1 間 (2.55m) 以上の規模をもつ南北棟である。北側梁間を示す柱穴は基壇の上端にあって、東側桁行の柱は基壇下に位置している。

柱間寸法は梁間 1.8m (6 尺) 等間、桁行 2.55m となっている。柱穴は北西隅に位置するものが長径 109cm、短径 80cm、深さ 20cm を測り、この調査区内では比較的大きいものであった。

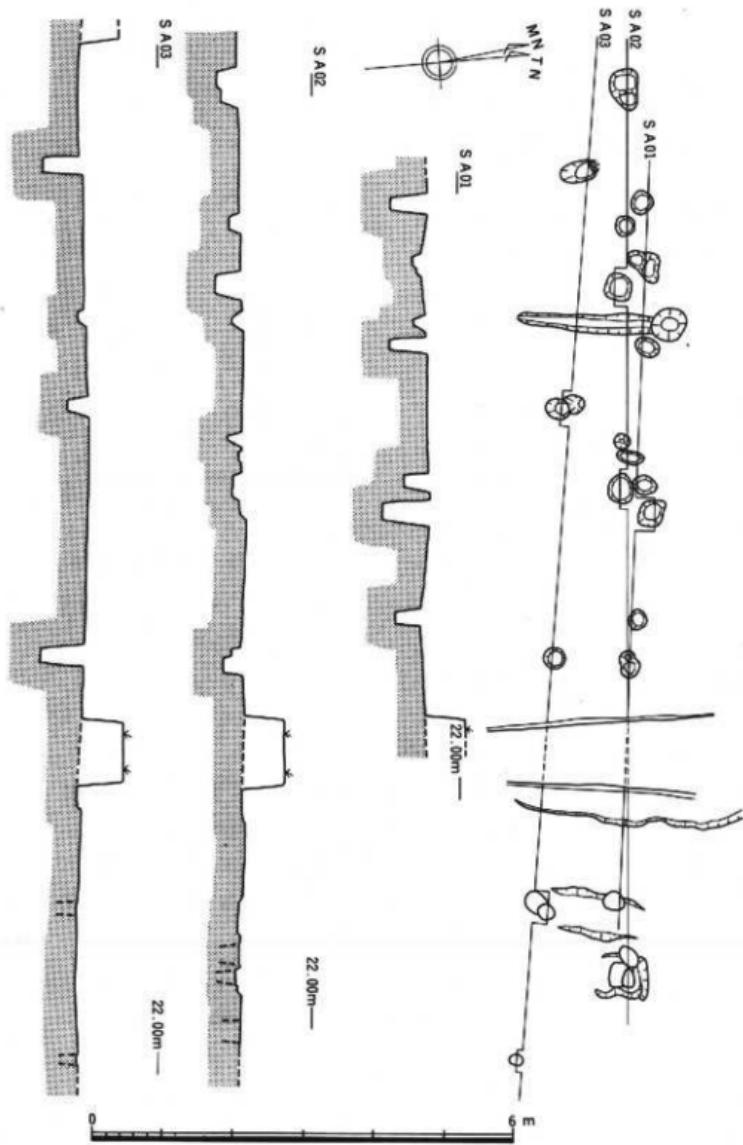
SB04 と基壇の間には重複関係が認められた。つまり SB04 の北東隅に位置する柱穴は基壇の石積を除去した後堆積したと考えられる覆土中に掘り込まれており、基壇(古)→SB04(新)と云う関係が認められた。

なお、Y=+84k316m、X=-62k888m で認められた礎群は径 10cm 大の礎が径 0.7m 範囲に集中するものであった。礎石の根石を想起させる状況を呈するものの、他に対応するものは認められなかった。

SA01 基壇南側下に東西方向に走る柱穴列で、第 I 調査区で 4 穴、第 IV 調査区で 1 穴を確認している。両調査区に挟まれた未調査区に 1 穴あるものと推定され、いずれも柱根固めとして掘方内に瓦が詰め込まれている。柱間寸法は 1.98m (6.6 尺) を測り、この方位は、TN-83°-W であ

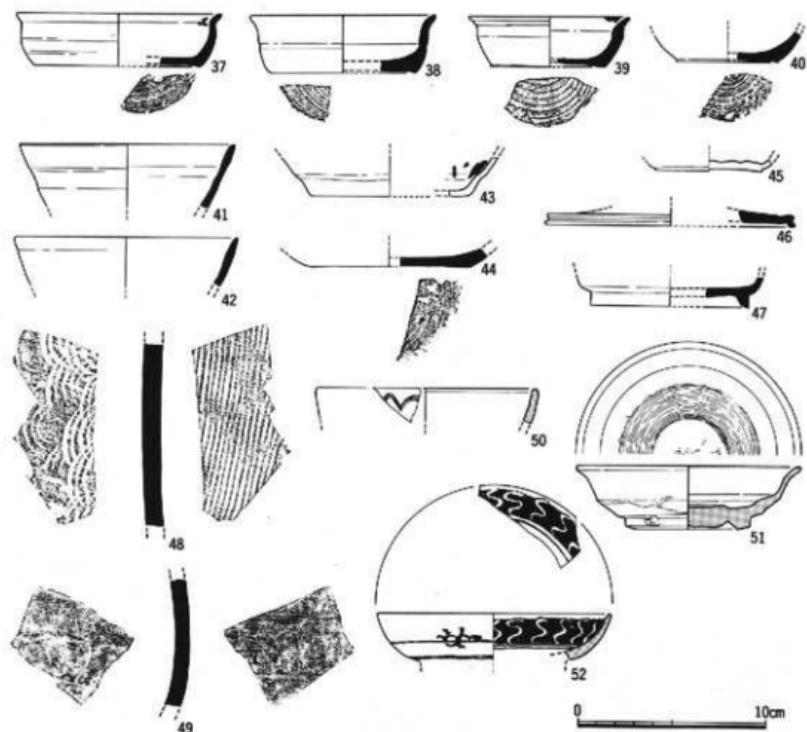


第 16 図 SB04 実測図 1 : 80



第17図 SA 01・02・03 実測図

1 : 80



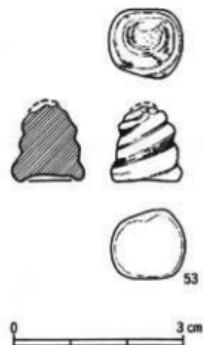
第18図 第IV調査区 出土遺物 実測図

1 : 3

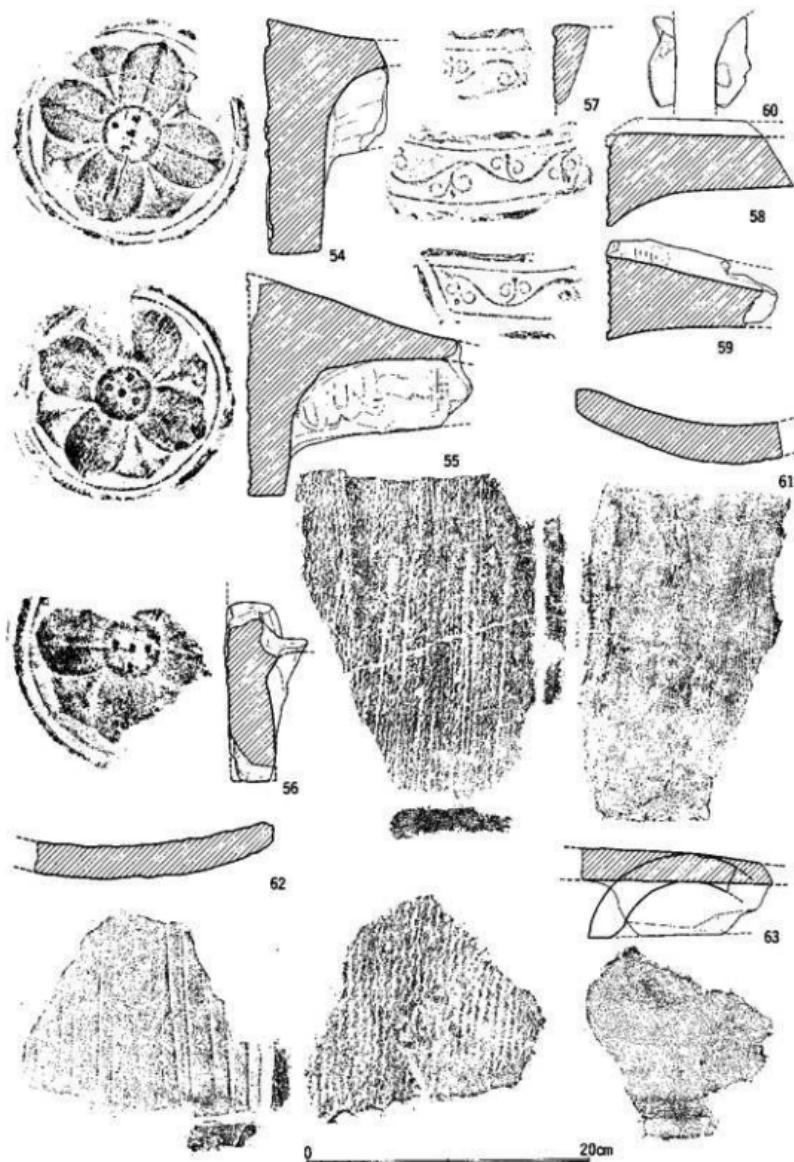
る。(以前の調査ではTN-5°-Eとしたが今回方位を修正した。)

SA03 SA02の南に位置する東西方向に走る柱穴列で、第I調査区で3穴、第IV調査区で1穴を確認している。この方位は、TN-81°-Wである。

出土遺物(第18, 19, 20図) 第IV調査区で得られた遺物は出土位置によって基壇上面、基壇周縁の石積と基壇南側外の埋土中出土のものに大別される。ただし、いずれも二次的な移動が認められる状況であった。基壇上面はかなり削平されており、遺物は僅少ではあったが、基壇北東隅に位置する柱穴状落ち込み内から塑像の螺髮(53)が出土した。螺髮は頂部が若干欠損しているが現存高は1.3cm、基部径1.3cmを測るもので、外面は稜が螺旋状を呈してめぐっている。基部裏面はわずかにくぼむものである。



第19図 螺髮実測図



第20図 第IV調査区 出土瓦 実測図

1 : 4

基壇周縁で遺物が多く認められたのは北側石材中と基壇南側埋土である。前者は須恵器坏(41)、土師質土器坏(43、45)、須恵器壺片(48、49)、磁器碗(50)、同皿(51)の他、軒丸瓦(54~56)、軒平瓦(57~59)があった。これは石積の最下段に組み敷かれた状態で認められた(58)以外は、耕作等によって後世原位置が損なわれていると判断された。後者の基壇南側埋土中からも多数の遺物が出土したが、いずれも耕作による擾乱が著しい状況で、須恵器坏(38、39、44)、須恵器蓋(46)、高台が付く須恵器坏(47)等がある。

第IV調査区東壁は基壇の東側上端とほぼ平行するかたちとなっており、その間には基壇に使用されていた川原石の他、瓦(56、61、63)、須恵器坏(37、42)、磁器皿(52)が認められた。原位置を保たないことは前述した二者と同様である。

(37~39)は口縁端部が屈曲するもので、底部は糸切りとなっている。内面に炭化物が付着していることから灯明皿のような機能を有したものと考えられる。(40、41)は須恵器坏の口縁部で、体部は逆「ハ」の字状を呈すものであろう。(49)は淡灰色を呈す陶片で、外面には5本を1単位とし、幅0.5cmを測る櫛描き平行弦線が3cmの間隔で上下2ヶ所に認められる。(50)は青磁碗で、灰緑色を呈し、外面に片切り掘りの花卉が認められる。(51)は白磁皿で淡白色の施釉が認められ、底部は一種の蛇目高台となっている。両者とも14~15世紀の輸入磁器である。(52)は染付皿で、内面口縁付近には「S」字様の文様が墨書きによって表現されている。19世紀代のものとみられ、耕作時あるいは基壇の川原石を抜き取る際に混入した可能性が大きい。

第IV調査区で出土した瓦には軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・鬼瓦等があった。軒丸瓦はいずれも四天寺II類軒丸瓦であった。この瓦は半弁4葉蓮瓣主文を表現したもので、瓦当面の径は16cm前後を測り、径4cmの中房に1+4の蓮子を配する。先端が尖る幅広の運弁を十字形に配し、その間を同様な形の開弁でうめている。外縁は直立縁で素文となっている(54~56)。これらは同范で、いずれも中央に范の割が転写されている。瓦当と丸瓦の接合は印籠付となっている。背面の調整は粗く、指頭ナデ痕が明瞭に残る。(57~59)は四天寺軒平瓦II類で曲線彫となっており瓦当主文様は左右両脇から唐草文を3回反転させ、その上に山形の中心飾りがつくものである。

(60)は鬼瓦の一部とみられる破片で、外面はヘラ磨きで仕上げられている。(61~62)は平瓦で、凹面に布目、凸面に繩目の印き痕がある。(62)の凸面には繩目の印き痕の他に離れ砂があり、凹面には型からはずした後についたとみられる条痕が認められる。

(63)は丸瓦で、凹面は布目、凸面はヘラ磨きで仕上げられている。

(54~55)は基壇の南東隅の石材に混在する形で出土したもので、基壇上にあった建物に伴うと判断された。(58)は基壇北辺の石積の下に組み敷かれた状態で出土した。このことから基壇の石積施工は四天寺II類軒平瓦の使用された時期を過らないものと云えよう。(63)は基壇東側上端と調査区壁

の間から出土した。(62)は基壇北辺の石積が抜き取られた後に落ち込んだ状態で出土した。なお(59)の凸面の一部に赤色顔料が付着しており、建物の軒先が赤色に着色されていたことがうかがえる。

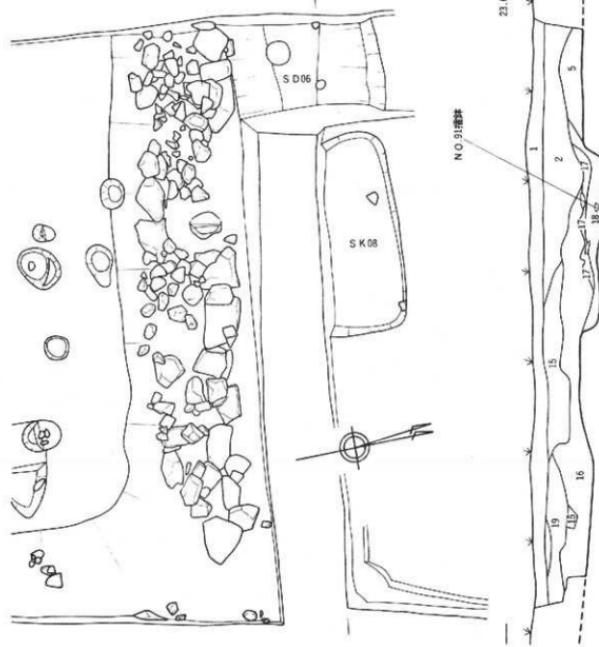
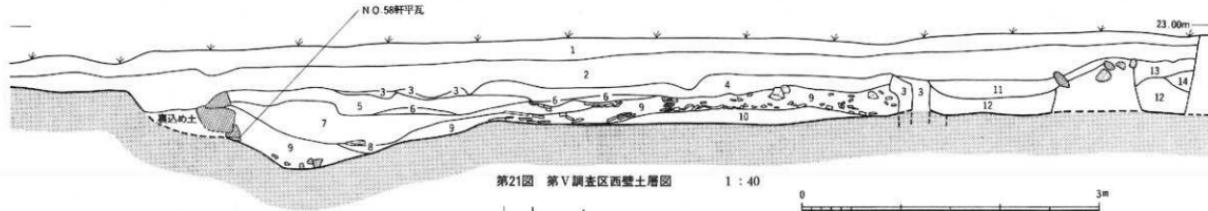
第V調査区

遺構 第V調査区は第IV調査区と長沢氏宅の石垣の間に設定した南北9.2m、東西6.7mを測るものである。調査当初耕作土を除去すると第IV調査区と同様地山土が現われるものと思われたが、意外に耕作土は厚く堆積していた。耕作土を除去すると、第IV調査区と第V調査区との境に設定した土層觀察用畦に接して、平面小判形を呈す土坑SK08を検出した。一方調査区北辺に沿って石列1条を検出したが、この上面にはコンクリート板の破片が列を成して認められた。また調査区西壁中央に接するかたちで、瓦溜の一部が見られた。そこで第IV調査区で検出している基壇と瓦溜の関係を検討するため、第IV・V調査区西壁に沿ってサブトレンチを設定したところ、それに直交するかたちで溝SD06が走ることが知られるに至った。また柱穴状落ち込みが、SD06の溝底にI、瓦溜の下にI穴認められた。また先のサブトレンチに対し直交する形に第IIサブトレンチを継げて瓦溜のひろがりを見ることとした。サブトレンチの観察から瓦溜は第V調査区のSD06よりも北、調査区北壁沿の石列より南の全域にわたって拡がっており、調査区西壁際が最もレベルが高く、東へ行くほど低くなっていた。これは瓦溜の下の地山自体が東へ向って徐々に傾斜していることと関係するものと考えられた。今回取り上げた瓦は第Iサブトレンチのもののみにとどめたがその量はコンテナ30箱、2708片であった。

SD06 第IV調査区北壁沿で検出した石積基壇北辺に平行して掘り込まれた溝で、上端幅150cm、下端幅50cm、深さ約40cmを測るものである。この溝は調査区西壁の断面観察からすると、基壇検出面から約50度の角度をもって削り込まれ、深さ40cmの位置で幅80cmのテラスを成した後、約30度の角度で下降し溝底に至る。溝底は幅50cmを測るが、北側下端は明瞭なアケントを示さず、約15度の角度をもって徐々に溝の上端に至る。溝内の土層堆積は石積の下から2段目の高さまで9層の暗褐色粘質土が認められ、溝の北側掘方まで埋まるかたちとなっている。この後瓦溜が形成されている。このことから、後述する瓦溜との関係は、基壇北辺石積(古)→第9層→瓦溜(新)となり、基壇建物が機能している時期に瓦溜が形成されたものと判断された。

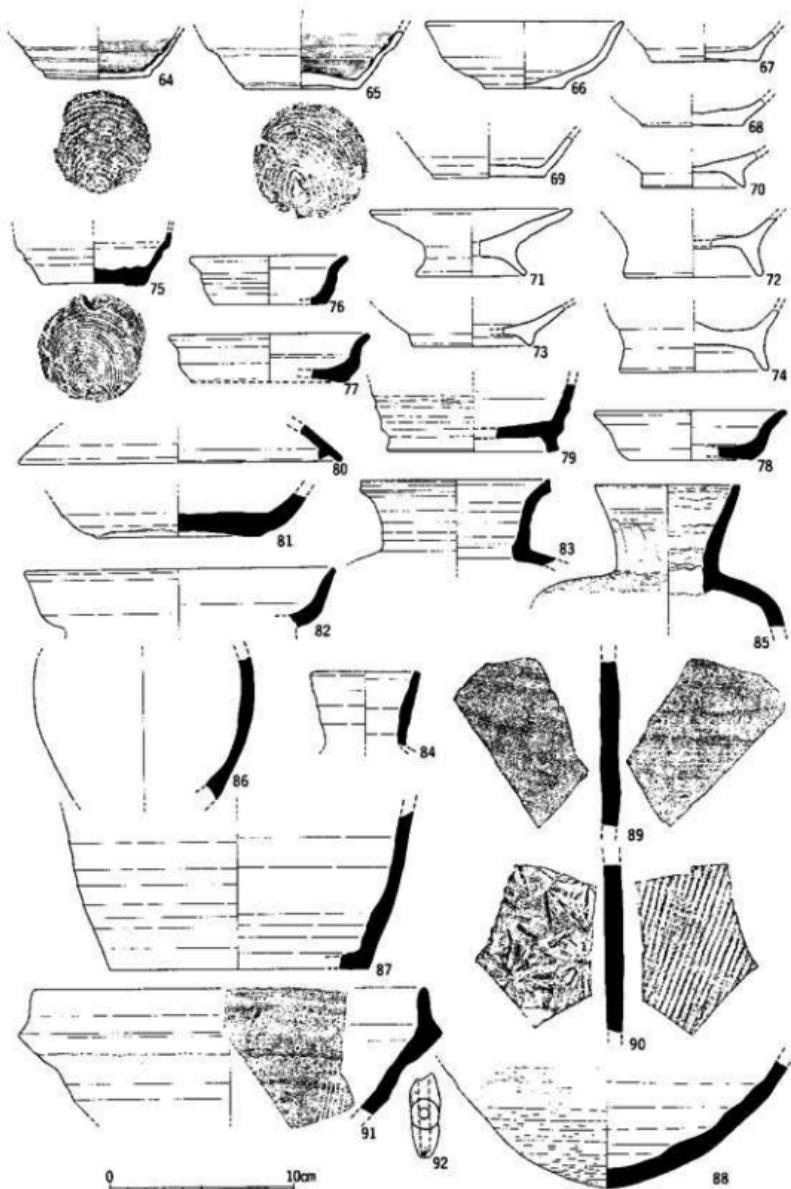
瓦溜 地山の上に約30cmの厚さをもって堆積している。これは第V調査区西側にも大きく拡がっているものと推定された。第Iサブトレンチ内に限っていえば、瓦溜は若干の土が認められる以外は瓦片に限られた。

SK08 第V調査区南壁に接するかたちで検出した土坑で長径200cm、検出短径70cm、深さ15cmを測る。SD06内に第7層が堆積した後に掘り込まれたものである。内部には中央で若干の焼土と覆土中に備前焼の標鉢片が認められた。



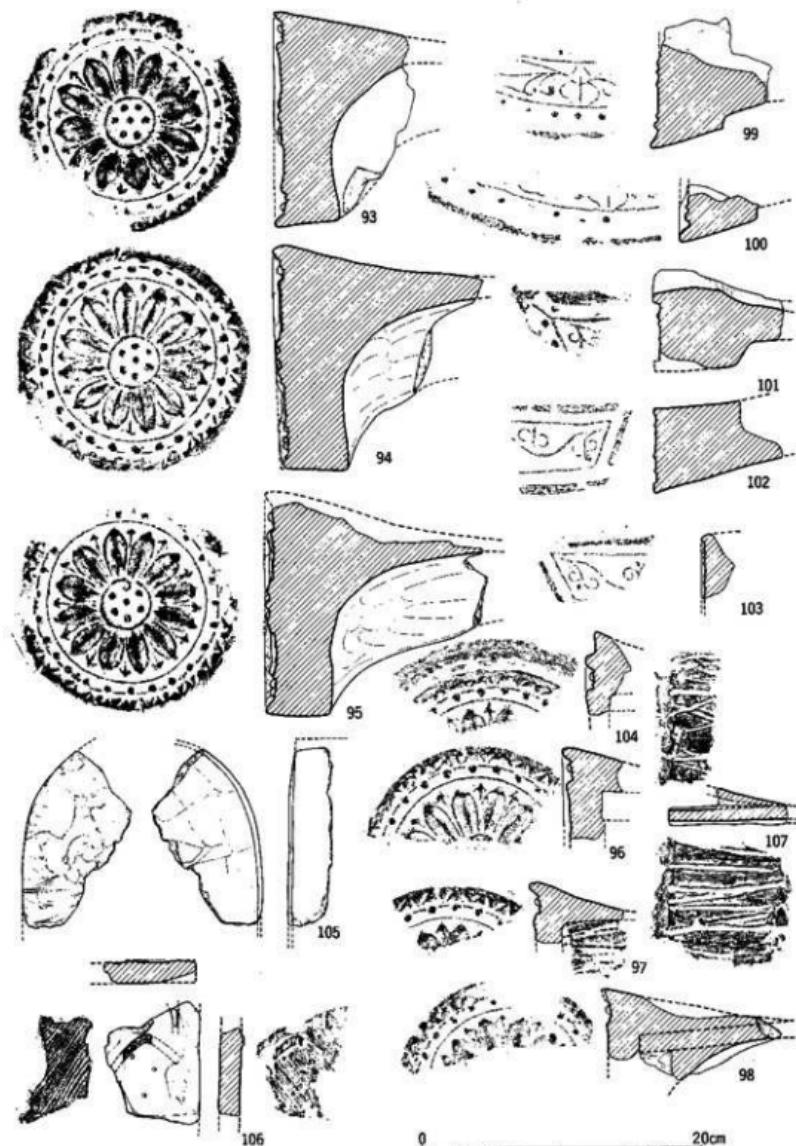
第22図 SK08・SD06 実測図 1 : 40

1. 噴褐色土 (耕作土)
2. 噴褐色土 (耕作土)
3. 黄色砂質土
4. 黄色砂質土 (3より明るい、炭化物を少量含む)
5. 噴茶色土 (土器質土器片、炭化物を含む)
6. 明褐色粘土
7. 噴茶色土 (土器質土器片、炭化物を5より多量に含む)
8. 地山黄色ブロック+7が均等に混在
9. 2に似る粘性あり
10. 黄茶色砂質土 (地山風化土)
11. 2+地山黄色ブロック+噴褐色土均等に混在
12. 2に似るやや明るく粘性あり
13. 噴茶色土 (粘性あり)
14. 噴茶色砂質土
15. 淡茶色土
16. 噴茶色土
17. 噴黑色土
18. 5+噴褐色土
19. 15+黄色土混在

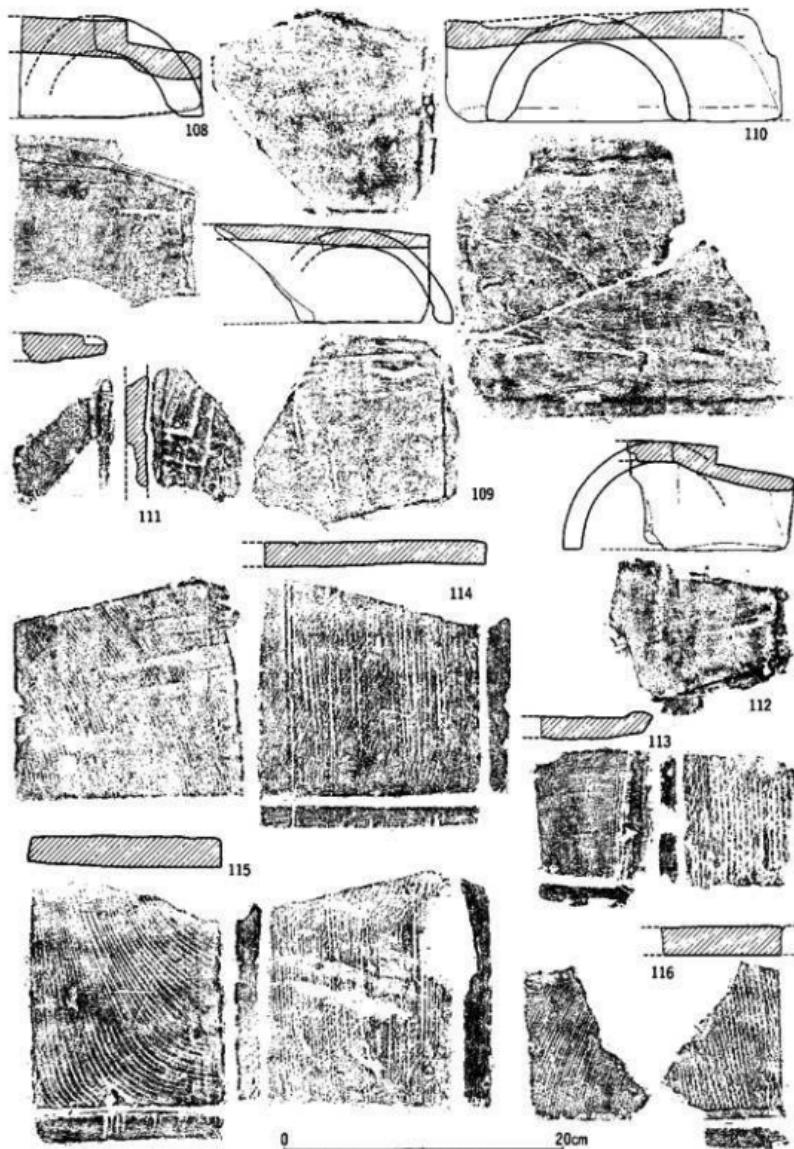


第23図 第V調査区出土遺物実測図

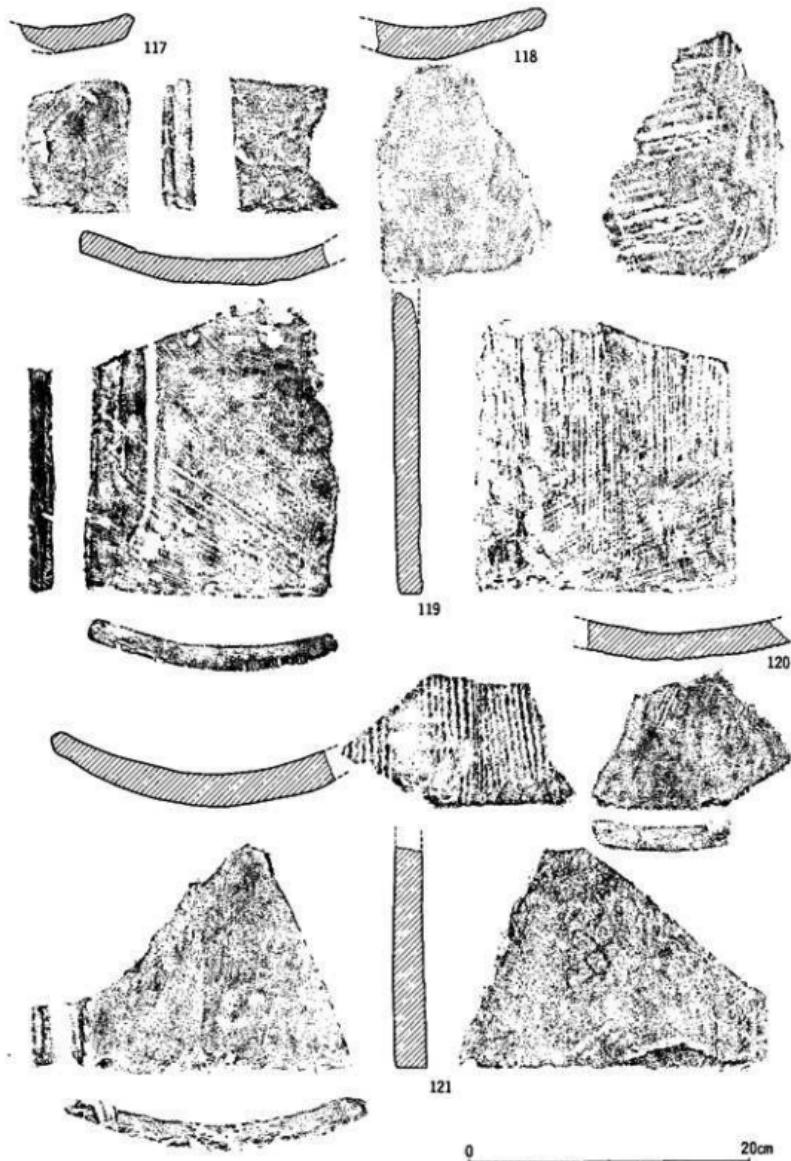
1 : 3



第24図 第V調査区出土瓦実測図 1:4



第25図 第V調査区出土瓦実測図



第26図 第V調査区出土瓦実測図 1 : 4

石列 第V調査区西壁から北壁にかけて南面して走る石列で、その方位は TN-85°-Eとなっている。第IV調査区の基壇北辺の石積と異なるのは方位の点とともに地山面から約40cmも上にあって埋戻された明褐色土の上に列状を成すことである。なお、上記石列の上面には板状を呈すコンクリート片が列状を成すが、もとより石列とは無関係なものである。

柱穴 サブトレーン内では S D06 の溝底と、瓦層を除去した面から柱穴状落ち込み 2 を検出した。また第V調査区を精査していないため断定はしがたいが瓦溜の下層に建物が存在することが考えられる。

一方石列の南側にあって調査区西壁に接して存在する柱穴状落ち込みは上記した石列と同じ上層から掘り込まれており、石列に関係する可能性が大きい。

なお第IIサブトレーン東端からは多量の湧水がみられた。

遺物 (第23~26図) 第V調査区で得られた遺物には瓦溜上層から出土した須恵器、土師器類、SK08埋土中の備前焼鉢、瓦溜の各種瓦の他、耕作土中に散在してみられた近世瓦片、陶磁器類であった。

瓦溜上層から出土した上器のうち小形の杯類は上師質のもの (64~74)、須恵器 (75~78) に分けられる。前者は(71)を除き、いずれも底部に糸切り痕が認められる。(64, 65)は内面に炭化物が付着するが、高台が付く (70~74) には炭化物は認められない。(71)は低脚付杯とでもいう器形で、底部中央に焼成前に穿孔された径 9mm を測る円孔があり裏面に貫通する。(76~78)は須恵器杯で第IV調査区出土 (37~39) と形態が類似していることから同様な機能をはたすものと推定される。(79)⁽⁹⁰⁾ は高台が付く須恵器杯で底部に糸切り痕が認められ、出雲国府須恵器編年第2形式に属するものであろう。(80)は内面にかえりが付く杯の蓋で、出雲国府須恵器編年第2形式に属するものである。(81)は須恵器杯で、底部は糸切り痕が認められる。(80)とはセットとならないが、同時期のものであろう。(82)は須恵器の皿状を呈すもので、高台が付くと考えられる。(83)は広口瓶で、口縁端部はシャープである。(84, 85)は半瓶の一部と推定されるものである。(86)は長頸壺の胴部とみられ、外面黒灰色、内面白灰色を呈す。焼成はあくまで瓦質とでもいべきものである。図示しなかつたが同様な焼成のもので、外面平行叩き、内面同心円文の壺片がある。(87)は壺の胴部下半で、外面下半はヘラ削り、底部は糸切り痕が認められる。(89)は須恵器の壺片で外面に焼成前にヘラ先で描いた線刻が認められる。ただ小片であるため何を描いたか不明である。(88)は須恵器の鉄鉢形土器で、淡黄色を呈すもので、下半はヘラ削りとなっている。

(91)の鉢は SK08 覆土中から出土したもので、備前焼鉢編年 IV 期に属すると考えられる。

(90)の須恵器壺片、(92)の土罐は第V調査区耕作土中から出土したものである。前者は外面平行叩き、内面は方射状であつて具痕が認められる。

第V調査区で得られた瓦には軒丸瓦・軒平瓦・丸瓦・平瓦・熨斗瓦・鬼瓦等があるが、調査区西壁沿に設定したサブトレーンチ内から出土したものである。

軒丸瓦は小片も含めると8点あるが四王寺I類軒丸瓦のみに限定されるところに本調査区の特徴があると云える。この軒丸瓦は単弁12葉蓮華文軒丸瓦で、径は15.8cmを測る瓦当面の中央に径3.8cmの中房が設けられ、内に1+6の蓮子が配されている。蓮弁は無子蓮弁単弁12葉が配されその間に間弁がおかれる。内区と外区とは細い圓線で画され、外区内縁には24個の珠文が配される外縁は三角縁で、内傾する面には面違い銀歯文がめぐらされている。この瓦には外区の珠文間に筋の筋(図版12下段右矢印部分)が転写されていること、左下に位置する蓮弁が他の箇所に比較すると若干細いこと等が指摘でき、のことから同范であると判断された。(99、100)は四王寺0類軒平瓦としたもので、中央には忍冬文が突線で表現され、左右へ忍冬唐草文が展開する。上下外区・脇区は幅2~3mmの圓線で画される。上下外区に推定14~15個ずつ、また脇区に推定3個ずつ珠文が配される。類の形態は段頭を呈す。

(101)は四王寺I類軒平瓦の端部である。上・下外区と脇区を突線で画し、珠文が配される点を除けば、文様構成は四王寺II類軒平瓦(102、103)と同様である。ただし、前者は段頭、後者は曲線頭となっている。(104)は四王寺I類軒丸瓦の外縁をそのまま残して形成されたもので、鳥糞のような役割をはたす瓦であろう。(107)は胎土からすると四王寺I類軒丸瓦の瓦当接合部であると考えられ、丸瓦の端部に粗いヘラ刻みが凹凸両面に認められる。(105)は鬼瓦の一部と判断したもので、片面は剝離痕となっているが他方の面、及び側面は入念なヘラ磨きが施されている。(106)は糸切りによって形成した粘土板の片面に粘土組を貼りつけ、その上をヘラ状工具の先端で刺突を施し、その下方に径3mmの珠文が三個配されている。文様跡の一部と考えられる。

(108、112)は玉縁をもつ、丸瓦で、(109)は行基式の丸瓦である。(110)は丸瓦の先端部である。いずれも凸面は網目叩きの後、ヘラ磨きが施されている。

(111、113)は比較的薄いつくりの平瓦である。凸面に前者は幅3cm以上を測る柾目板、後者は柾目叩き痕が認められる。

(114~116)は熨斗瓦である。(115)は被面を除く3辺は焼成前にヘラ削りが施され、幅13.6cmの熨斗瓦として完成した形となっている。これに対し(114)は深さ2mmの分割線を入れ、そこから複数の熨斗瓦を得ようとしているが、両者共通する点は幅13cm前後の規格を必要とした点であろう。(第26図)は平瓦で、(117、120、121)の凸面には離れ砂が認められる。(118)は凸面に横方向の柾目叩き痕がある。今回の調査で得られた平瓦のうち横方向に柾目叩き痕があるものはきわめて少ない。(119)は凹面の左端に沿って布端が認められる。(121)は粗い格子叩き痕があり、離れ砂が認められる。

第VI調査区

造構 この調査区は第I調査区北半で検出したS B01の東端が第IV調査区で確認できなかったため急速第I調査区の北側に設定したものである。耕作土約20cmを除去すると、堅緻な地山となっており、北側の一隅でS B03の柱穴等を検出した。遺物は認められなかった。

- 註 1 柳浦俊一「出雲地方における歴史時代須恵器の編年試論」『松江考古』第3号 昭和55年
2 「出雲国庁発掘調査概報」松江市教育委員会 昭和45年
3 山本清「山陰の須恵器」『山陰古墳文化の研究』昭和46年
4 2に同じ
5 「風上記の丘地内遺跡発掘調査報告」IV——鳥根県松江市山代町所在・四王寺跡——
鳥根県教育委員会 昭和60年
6 的野克之氏の教示によれば螺髪の人大きさからするとこの頭像の大きさは立像であれば高さ約120cm、座像であれば、その½の高さとなるとのことであった。
7 村上勇氏の教示による。
8 村上勇氏の教示による。
9 2に同じ
10 2に同じ
11 伊藤見、上西節雄「焼締古陶の雄」『日本陶磁全集』10 備前 昭和56年
12 これと同様な叩き痕は八束郡玉湯町松之前庵寺出土瓦のなかにもあることを内出律雄氏の教示によって知った。

6. む す び

これまで、四王寺跡の発掘調査の概要を述べてきたが、ここではそこから派生する若干の所見を記して結びとしたい。

昭和59年度調査と今回の調査で検出した主要遺構は位置や方位を根拠として整理すると下記の如くとなる。

これによると第IV調査区東壁沿で検出した基壇東辺とそれから西方約23mを隔てて存在する第II調査区の瓦溜の示す方位はTN-9°-Eとなっている。これに対して基壇の南辺と考えられる第I調査区で検出した地山加工壇、さらにSA03・SD01、第IV調査区北壁に沿って認められた基壇北辺の石積列及び、第V調査区南壁下層に位置するSD06はTN-81°-Wの方位を示し、前述したII区瓦溜、基壇の東辺の方位とは直交するかたちとなっている。

第IV調査区基壇南東隅及び、同調査区北西隅の積石の一部は原位置を保っているものと判断され両者間の距離は約16mとなる。したがって基壇は東西23m、南北16mを測る方形台状を呈すもので周囲には3段以上の石積施工がなされ、北辺沿に溝SD06、南辺に側SA03、SD01をともなうものであったとすることができよう。

基壇の石積施工時期については第IV調査区北西隅の石積下で四王寺II類軒平瓦が認められたことから、その瓦の製作年代の時期をさかのぼらないものと考えられる。

基壇上面で検出した掘立柱建物跡はSB01~04の計4棟があり、SB02を除き基壇の主軸方位と

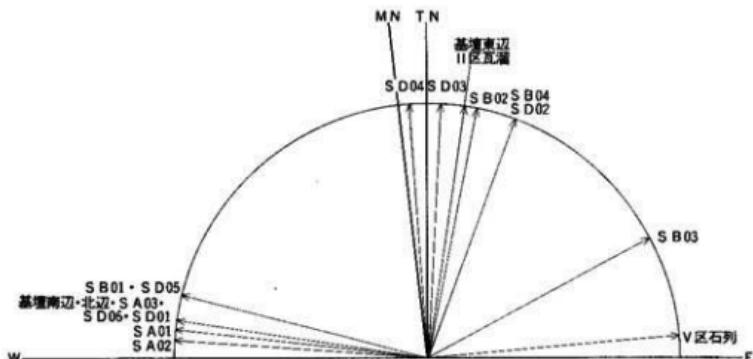


表2 四王寺跡検出遺構方位一覧

は異なっていた。また方位を等しくするSB02にしても柱穴規模からすると、総瓦葺建物とするには貧弱すぎるものであった。さらにSB03、SB04と基壇とは重複しており、基壇(古)→SB03(新)、基壇(古)→SB04(新)と云う関係が認められた。このことから、いずれも基壇とはかなりの時期差があるものと推定された。

一方、X = -62k888m、Y = 84k318mの位置で検出した礫石の根石を想起させる礫群は1ヶ所で

	3 区 1.9%			
全 区	2 区 23.5%	4 区 23.4%	5 区 46%	その他の 5.2%

表3 調査区分別瓦出土比率表

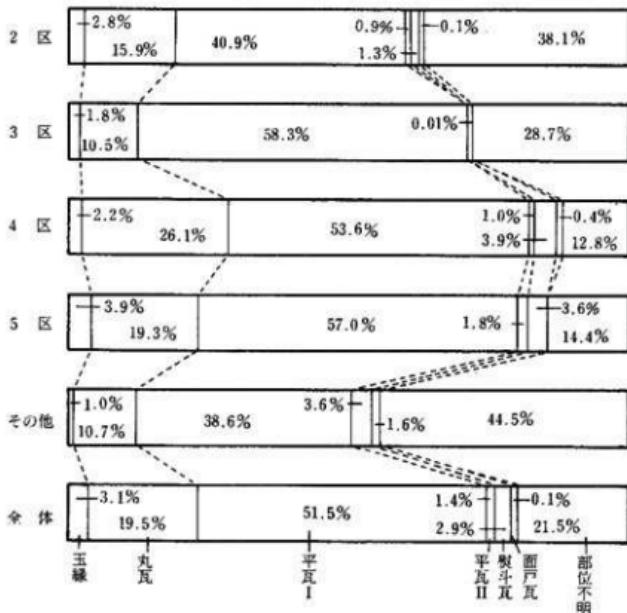


表4 調査区分別瓦分類比率表

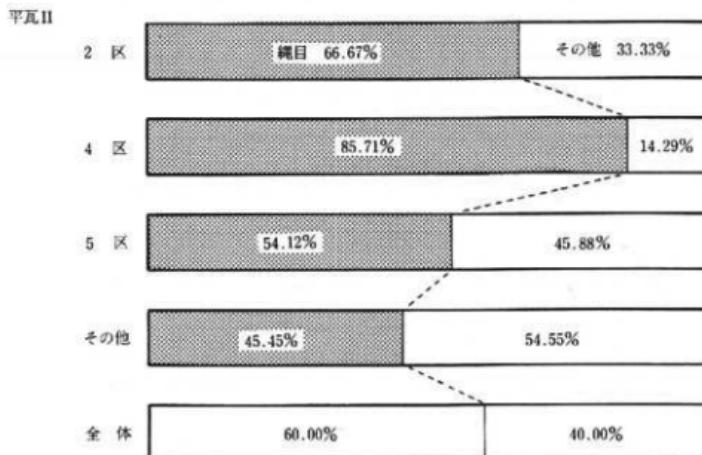
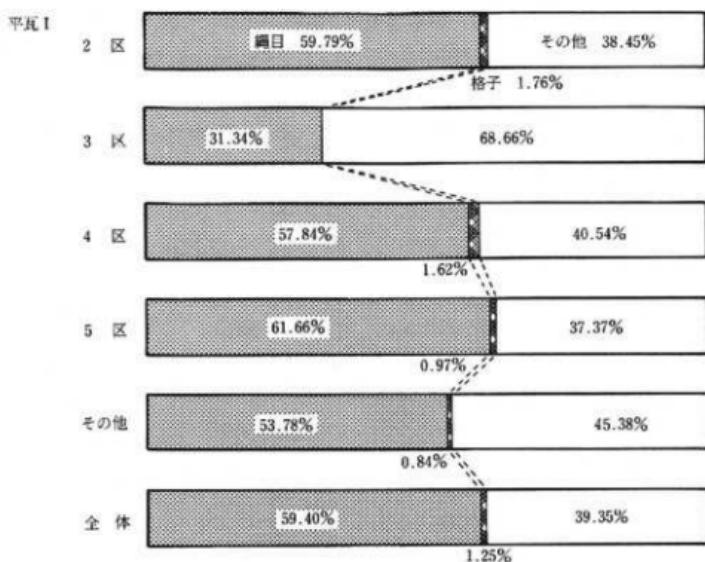


表5 平瓦叩き目種類別出土比率表

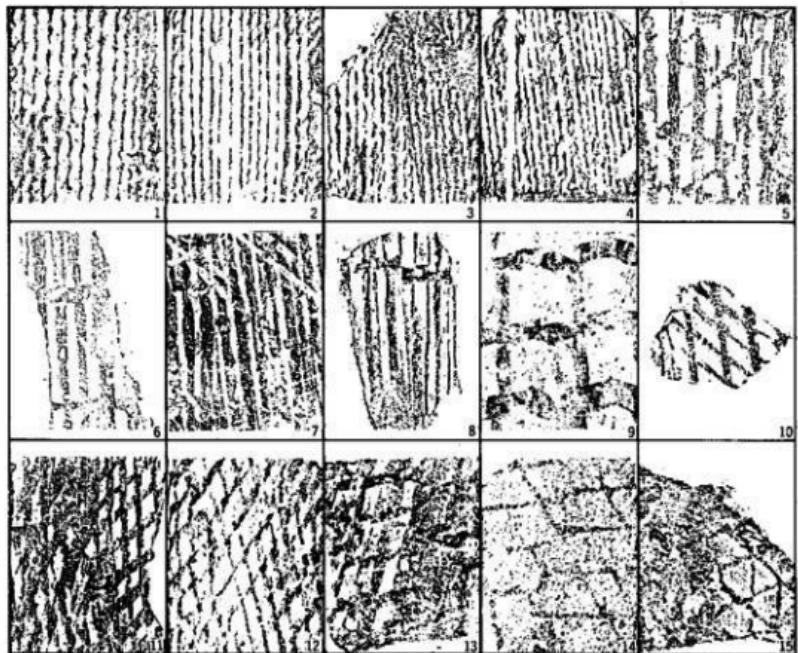


表6 叩き目の種類 1 : 2 (4は瓦斗瓦)

はあったが、堅硬な基礎地業の一端をうかがわせるもので、基壇にともなう礎石建物が存在したことを示唆しているといえよう。

なお、第IV調査区、第V調査区出土の四重塔II類軒平瓦の凸面の一部に赤色顔料が付着するものが各1点あり、基壇上のこの類の瓦を用いた建物の軒先は色あざやかに赤色に塗られていたことが知られた。

ところで今回の調査で得られた遺物のうち最も多かったのは瓦類であった。

軒平・軒丸瓦類を除いた瓦破片の出土総数は、接合できるものは接合し、そのほかの破片をすべて1点と数えた結果、5901点あった。これを調査区分に示した図表が3である。第V調査区は瓦罐があったために出土総数の46%を占め、第III調査区は調査区が他の調査区と離れ、調査面積も狭いためにわずかに1.9% (115点) と少ない。第II調査区 (23.5%) と第IV調査区 (23.4%) がほぼ同数を占めているが、第II調査区は大半の瓦が溝状に集中堆積しており、ごく一部の瓦がその堆積部分から西側傾斜面に流出している状況であった。第IV調査区は瓦の集中箇所が何箇所かあったが、

調査区南側は後世の畠耕作で削平されていたために瓦の流失等があり、また風化の進んでいるものがあるなど、その出土状況には相違がある。

次に各調査区分に瓦別出土比率を示したものが図表4である。ここで今回の瓦の分類区分についてふれておく。「玉縁」としたものは本来丸瓦の部類に入るものであるが、玉縁部分と胴部が一体になって残っている特徴を区分の指標とし、この「玉縁」を除いた丸瓦の部分すべてを丸瓦とした。なお、「玉縁付瓦」と「行基瓦」の区分の問題がある。「玉縁付瓦」の玉縁後端部と「行基瓦」の後端部では、小片の場合は共通する特徴があるため一部を除きその区分は困難であった。平瓦「I」「II」としたものは、大まかには「I」は厚手、「II」は薄手という手で持った時の感覚があるが、Iはほぼ2cm以上、IIは1.5cmを中心に2cm位までのものである。

表をみると第III調査区では、平瓦「II」と熨斗瓦が出土していないが、第III調査区は調査区が離れており、他の調査区と同様にして出土遺物の内容を検討することは不適当と考えられるので、瓦の種類別の検討は、第III調査区を除いておこなう。第II・IV・V調査区の三調査区に共通する傾向としては、いづれも平瓦「I」と「II」で出土数のはば半数を占め(表4)、次いで丸瓦が多く、平瓦と丸瓦の出土比率は3対1～2対1の比率である。全体を通して2.5対1の出土比率になる。また、熨斗瓦は第II調査区では1%程度であるが、第IV・V調査区では4%近くを占め、第II調査区を大きく上回っている。古代瓦の算き方では、平瓦と丸瓦の比率はほぼ3対1程度の比率であり、さらに熨斗瓦の出土比率を考えあわせると、この跡跡の第IV・V調査区の周辺に瓦葺きの建物があったと判断される。

平瓦「I」の叩き目は「繩目」「格子目」「その他」の3種類に分類した。第II・IV・V調査区では60%近くが繩目叩きであり、格子目叩きは1%(38点)程度に納まっている。その他としたものは、明らかに削り加工が施されたとするものは少ないが、瓦凸面は無地で文様は見られないものである。平瓦「II」では、繩目とその他のものだけで、格子目叩きは全く見られず、その出土比率は3対2である。この比率は平瓦「I」における繩目とその他の比率と同じである。

平瓦には「離れ砂」のあるものが見られた。この砂については、瓦胎土の中に含まれる砂と意識的に使用した砂との区別をしなければならないが、瓦凸面に部分的に集中して砂があることなどを手掛かりに区分をおこなった。その結果は5%(117点)程度のものに「離れ砂」を使用したものがあった。平瓦「II」では2点だけ確認できた。この「離れ砂」は數のうえでは小数であるが、平瓦の製作技法上で、どのような位置と役割を持つものであるかを検討する必要があろう。また、「離れ砂」のある平瓦凹面に「模骨痕」に類似した加工痕を持つもののがいくつかあった。この痕跡をもってただちに桶巻技法による瓦製作があったとするにはいさか躊躇せざるをえない。たとえ一枚作りであっても、「模骨痕」のできる工具などが使用されたことも考えられよう。その工具と「離

れ砂」との関連についても、これから検討すべき問題であろう。

熨斗瓦の中にも、2cmをめどに、厚手のものと薄手のものに区分することができた。その出土比率は厚手7に対し薄手3である。この厚手と薄手の区分は、平瓦でもあった傾向である。この厚手と薄手の問題は、瓦の時期的な変遷を示すのか、それぞれの瓦の使用場所、機能上の問題があるのかこれもこれから検討すべき問題であろう。

出土瓦のうち瓦当文様をもつものについては以前から各種の分類や年代観があたえられてきた。前回の調査報告では表探資料も含め軒丸瓦はI類～IV類、軒平瓦についてはI類～V類に分類されている。今回の調査で得られた軒丸瓦はI類・II類に限定され、III類・V類は認められなかった。軒平瓦はI類・II類・III類とされていたものが出土した。このうち軒平瓦III類は、前回の報告では全体の約10%にも満たない大きさであり、文様構成や年代観についても保留されてきたものであった。しかし、今回は第II・第V調査区から、それと同様と考えられる破片を数点得ることができ、周辺で表探されていたものと図上¹⁰で復元することができた。

一方四王寺I類軒丸瓦は瓦当部の接合が入念なことや、外縁に面違い鐵齒文がめぐること、さらに軒弁の細部にわたって古い要素が認められることから8世紀でも早い時期に位置付けられている。

この軒丸瓦は前述した軒平瓦III類が出土する調査区、つまり第II・第V調査区のみから出土し、他の調査区では認められなかった。軒平瓦III類は瓦当主文様は中央飾りから左右に展開する古風な忍冬文となっており、上外区、下外区、脇区にはほぼ2cm間隔で珠文が配され、しかも頭の形態は段頭を呈すものであった。ちなみに軒平瓦III類にみられる珠文の大きさや間隔は軒丸瓦I類とはほぼ一致することが注意される。したがって両者はセットを成すものと考えられ、軒平瓦III類を軒平瓦0類と改称することとした。

この軒丸瓦I類、軒平瓦0類のセットと基壇周辺で認められた軒丸瓦II類、軒平瓦II類との関係は次のように考えられる。瓦の出土状況からすると基壇にともなう建物に軒丸瓦II類が使用されている時、第V調査区瓦溜が形成されていたと判断され、その時点で廃棄された瓦溜の瓦、つまり軒丸瓦I類、軒平瓦0類のセットは軒丸瓦II類より古くなることは明らかであろう。

ところで前回の報告では軒丸瓦I類は8世紀前半、軒丸瓦II類に8世紀後半の年代観が付されている。畿内では軒平瓦の頭が段頭から曲線頭に変化するのは8世紀中葉とされていること等を参考にすれば軒丸瓦I類、軒平瓦II類に示されている年代観とも符号する。¹¹したがって、本遺跡がこれまで指摘してきたように『出雲国風土記』記載の方位、里程からすると、飯石郡少領山雲臣弟山が建立した新造院の跡とみて良いと考えられ、前述した軒丸瓦I類、軒平瓦0類のセットは創建期の瓦とすることができる。しかしここで一つ記しておかねばならない事柄がある。それはこれまで

	瓦当文様	瓦当断面	造構	歴史事象
軒丸瓦I類			II区瓦瀬 V区瓦瀬	(710) 平城京に遷都
軒平瓦0類			II区瓦瀬 V区瓦瀬	(733) 「出雲國風土記」 を勧進す
軒平瓦1類			II区瓦瀬 V区瓦瀬	(741) 国分寺建立の詔
軒丸瓦II類			基壇	
軒平瓦II類			V区瓦瀬 基壇 V区瓦瀬	(793) 平安京に遷都

表7 軒瓦分類表

四王寺跡から出土している平瓦に明瞭な粘土の接合痕、布のつなぎ痕、横骨痕、さらに分割痕が認められず、いずれも一枚作りである可能性が大きいことである。畿内において平瓦桶巻作りが一枚作りに変化するのは8世紀に入ってからであり、その製作法が各地域に伝播するのは8世紀中葉に近いころとされている。すると8世紀前半に位置付けられる軒丸瓦I類、軒平瓦0類に伴う平瓦に桶巻作りが認められないことをどのように解せばよいのであろうか。何か他国にさきがけて一枚作りが出雲國で始まる事情があったのかもしれない。また軒丸瓦I類は野方庵寺との関係でその文様の系譜が追えるものの、それとセットを成す軒平瓦0類については特異な文様構成となっておりその系譜をどこに求めるか問題となろう。先の桶巻作りが認められないこととともに今後検討すべき事柄といえよう。

次に、この新造院がいつまで存続し、『日本三代実録』にみえる四天王像安置の寺に比定されてきた寺院との関係をどのように考えるかという問題が残る。この点については、第V調査区瓦溜の上層から出土した土器類が若干奈良時代に属するものも混在するとはいえ、多くは10世紀以後に位置付けられるものであったことは注意すべきことといえよう。その中には灯明皿として使用されたことを示す十師質土器が多く認められ、それらは鉢形土器とともに寺院における修法の一端や、さらに建物の存続時期をうかがわせるものであった。のことから現在この地に残る字「師(四)王寺」の名は、8世紀前半に建立された新造院が貞觀9(867)年の下知に即応して「四天王像安置の寺」の代用寺とされたことに起因するものである可能性も考慮されよう。

ところで、2年次にわたる調査によって8世紀代の基壇や瓦葺き建物の存在したことが知られるに至ったが、それにしても丘陵部の面積からすれば、その一部について調査をしたにすぎない。また丘陵上の各所で古代瓦をはじめとする遺物が採集されており、これまでに検出した遺構以外にさらに重要な建物跡等が存在する可能性も大きいといえる。

『出雲國風土記』に記された寺院は11ヶ所をかぞえるが、どれ一つ寺域や伽藍配置について明確になったものはないのが実状である。そのようななかで、幸にこのあたりは近年まで大きな変更を受けておらず、埋没遺構も良好な状態で残存している可能性が高い。たとえば第3団を見ると長沢やす子氏宅から南へ伸る道及び、山代東集落センターから南へ伸る道はほぼ同方向を示している。これに対し、松浦広氏宅南側の東西に走る石垣や梅原肆郎氏宅との屋敷区画等は先のそれとほぼ直交する方向を示している。また県道八重垣神社・竹矢線が開設される以前の旧道は松浦晃氏宅の北側を通り、方形基壇の南辺に沿って、山代東集落センター南西隅に至り、そこから直角に北へ曲り梅原肆郎氏宅の北東隅から西へ直角に曲るかたちとなっていたという。いずれも方形基壇をかなり意識して旧道や屋敷地割がなされたことを示している。四王寺が寺として機能しなくなつてからもなお旧状を呈していたことを思わせるものがある。いずれにしろそのような視点からすれば、今回

の調査した面積は甚だ狭いものであり、今後機をみて広範囲に寺域や伽藍配置等の調査が必要であると考える。

この地で充分な成果が得られたならば『出雲國風土記』に記載される他の新造院と称されたものの規模や性格の求明にも大きく寄与することは云をまたないであろう。

註1 第V調査区瓦溜から出土したものに中心部部分の破片があった。近くに在住の角野男氏は昭和30年代に自宅の敷地内に池を掘った折出土した瓦片を所蔵しておられる。そのうち平瓦（図版12下段左）は第V調査区出土軒平瓦0類と同様と判断された。

2 上原真人「教興寺出土軒瓦の再検討」『教興寺』安来市教育委員会 昭和60年

3 吉田恵一「須恵器以降の窯業生産」『岩波講座日本考古学』3 生産と流通 昭和61年

4 2と同じ

付録

島根県松江市山代町四王寺跡出土軒平瓦に 付着の赤色顔料物質の化学分析による鑑定

武庫川女子大学薬学部

安田 博幸 井村 由美

島根県松江市山代町四王寺跡の発掘調査で出土した軒平瓦の一部分に赤色顔料物質の付着が認められ、その原因として、造寺の際、木材に塗布された赤色顔料の転着の可能性も考えられることから、この赤色顔料物質について、化学分析による鑑定を依頼された。そこで、筆者らの常法とするろ紙クロマトグラフ法と検出試薬による微量化学分析を行ない、赤色顔料の成分を判定したので報告する。

試料の外観および分析用試料の採取

試料1 四王寺跡出土、No.715均整唐草文軒平瓦 (10cm×10cm) 下部面の一部に淡く付着残存する赤色顔料物質。その赤色の比較的濃い部分から約0.1mgを鋼針で注意深く搔き取って採取し、分析用試料とする。

試料1の対照試料 試料1と同じ均整唐草文軒平瓦の下部面で赤色顔料物質の付着していない白色に近い胎土の約0.1mgを鋼針で注意深く搔き取って採取し、分析用試料とする。

試料2 四王寺跡第5区サブトレンチ炭化物層出土の均整唐草文軒平瓦 (6cm×10cmの三角形) 下部面の一部に付着の赤色顔料物質。その赤色の濃い部分 約0.1mgを鋼針で注意深く搔き取って採取し、分析用試料とする。

実験の部

試料検液の作製

上記採取試料1～2の3試料をそれぞれガラス尖形管に移し、濃硝酸1滴と濃塩酸1滴を加え、加温し、酸可溶性成分を溶解させたのち、適量の蒸留水を加えて上澄液を加熱濃縮して、ろ紙クロマトグラフ用の試料検液とする。試料検液の番号は試料番号に対応させる。

ろ紙クロマトグラフ法と検出試薬による呈色反応からの赤色顔料成分の確認

東洋ろ紙No.51B (2cm×40cm) を使用し、ブタノール硝塩酸を展開溶媒として、各試料検液および対照の鉄イオン (Fe^{3+}) と水銀イオン (Hg^{2+}) の標準液を同条件下で展開した。

展開の終わったろ紙を風乾してから縦に二分し、その一方は検出試薬として1%ジフェニルカル

バジドのアルコール溶液を噴霧してからアンモニア蒸気に曝し、もう一方には検出試薬として、0.05%ジチゾンのクロロホルム溶液を噴霧し、それらの際、ろ紙上に発現するそれぞれの星色スポットの位置 (R_f 値で表現する) と色調を検した。

上記の各試料検液ならびに対照イオンの標準液について得られたろ紙上のスポットの R_f 値と色調は、下記の表 1、表 2 のとおりである。

- (1) ジフェニルカルバジド・アンモニアによる検出： (Hg^{2+} は紫色、 Fe^{3+} は紫褐色のスポットとして検出される。)

表 1 ジフェニルカルバジドによる星色スポットの R_f 値と色調

	R_f 値 (色調)
試料検液 1	0.11 (紫褐色)
試料 1 の対照試料検液	0.11 (極微紫褐色)
試料検液 2	0.12 (紫褐色)
Hg^{2+} 標準液	0.91 (紫色)
Fe^{3+} 標準液	0.14 (紫褐色)

- (2) ジチゾンによる検出： (Hg^{2+} は橙色スポットとして検出され、 Fe^{3+} は反応陰性のため星色せず。)

表 2 ジチゾンによる星色スポットの R_f 値と色調

	R_f 値 (色調)
試料検液 1	星色スポット発現せず
試料 1 の対照試料検液	ク
試料検液 2	ク
Hg^{2+} 標準液	0.91 (橙色)
Fe^{3+} 標準液	星色スポット発現せず

判定

以上の結果のとおり、試料検液 1 および 2 からは Fe^{3+} のみが検出され、 Hg^{2+} は存在しないことがわかった。このことから、試料 1、2 の赤色顔料物質としては水銀朱 (HgS) は考えられず、ベンガラ (Fe_2O_3) であったことが判定される。とくに、試料検液 1 における Fe^{3+} の星色が、瓦の胎土そのものに由来する微量の鉄成分 Fe_2O_3 量を考慮して実施した、対照試料（瓦の胎土）からの検液の Fe^{3+} のスポットの星色の極めて微かなに比べて、はるかに濃いことから、試料 1 の Fe^{3+} の星色は明らかに、瓦に付着の赤色顔料物質のベンガラ (Fe_2O_3) によるものと言うことができる。試料 2 の赤色顔料が付着する平瓦は試料 1 の半瓦よりも硬く焼きしまっていて対照用の瓦の胎土は採取し得なかったが、上記対照試料の Fe^{3+} の微かな星色に比して、試料 2 の赤色顔料の

Fe^{3+} の呈色はなお十分顕著な濃さであることから、これもベンガラによる呈色と判断される。

(1988年2月分析)

【注】

- 1) 安田博幸：「古代赤色顔料と漆喰の材料科学」『日本考古学論集1 考古学の基本的問題』吉川弘文館（1986）
安田博幸：「古代赤色顔料と漆喰の材質ならびに技法の伝流に関する二、三の考察」『横原考古学研究所論集 第七』吉川弘文館（1984）





遺跡周辺の航空写真（昭和49年撮影）



四王寺跡遠景（南西方から）

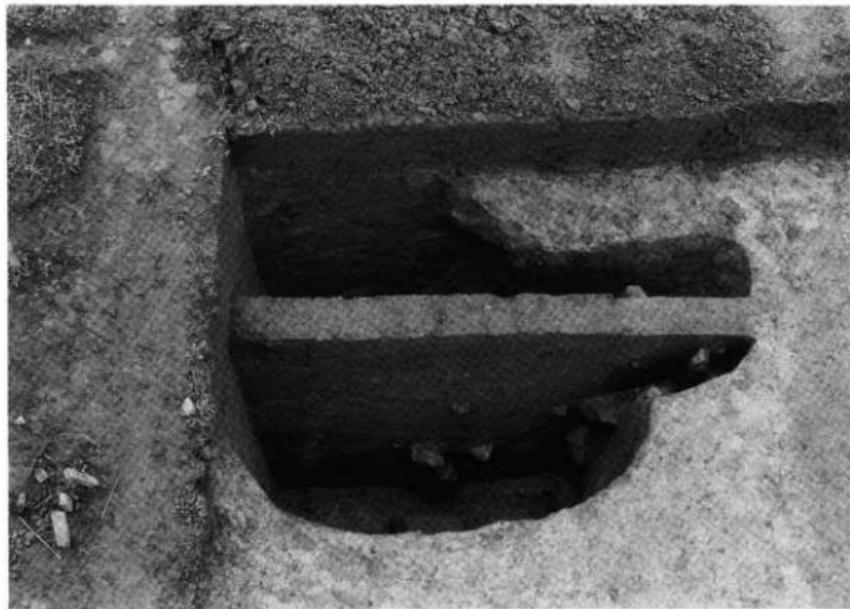
図版 2



第II調査区近景（西方から）



第II調査区瓦溜検出状況（北方から）



第II調査区SK05（北方から）



第III調査区全景（南方から）

図版 4



第IV調査区調査風景（南方から）



第IV調査区基壇検出状況（南方から）



第IV調査区基壇南東隅石材検出状況（南方から）



第IV調査区基壇北東隅検出状況（北東方から）

図版 6



第IV、V調査区近景（北方から）



SD06内土層堆積状態（北東方から）

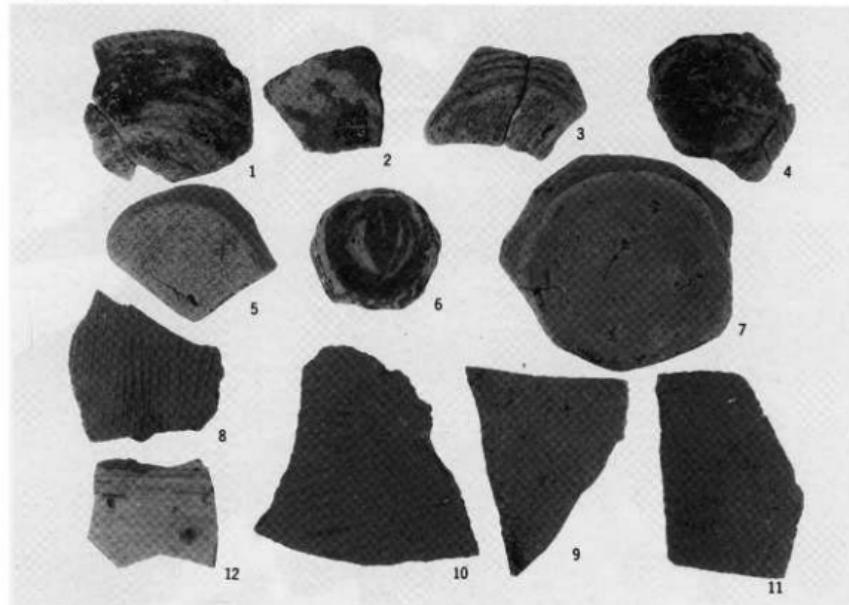


第V調査区瓦溜（北方から）

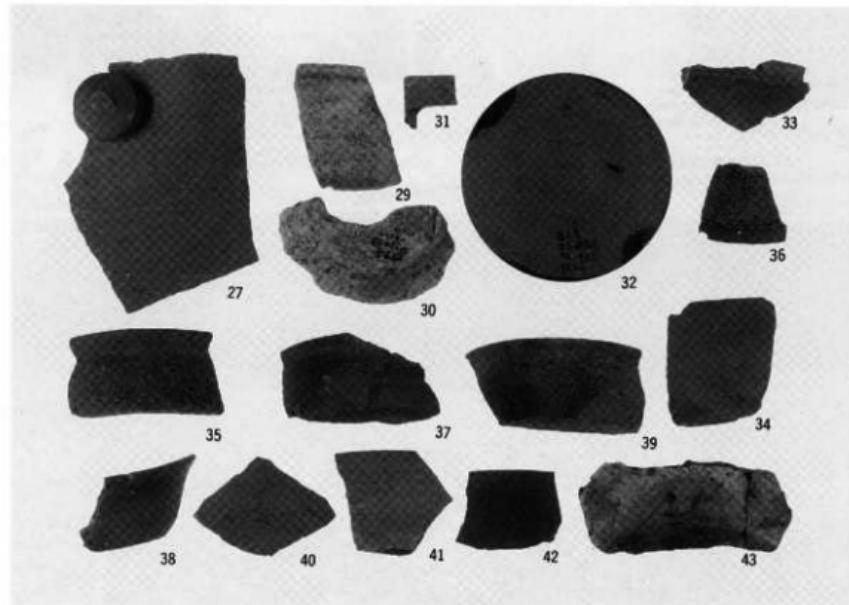


第V調査区SK08（北方から）

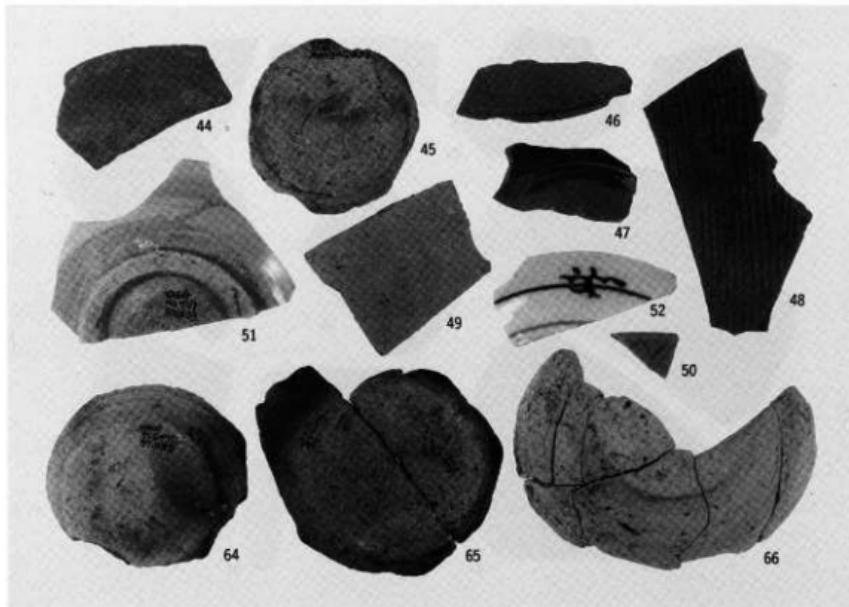
図版 8



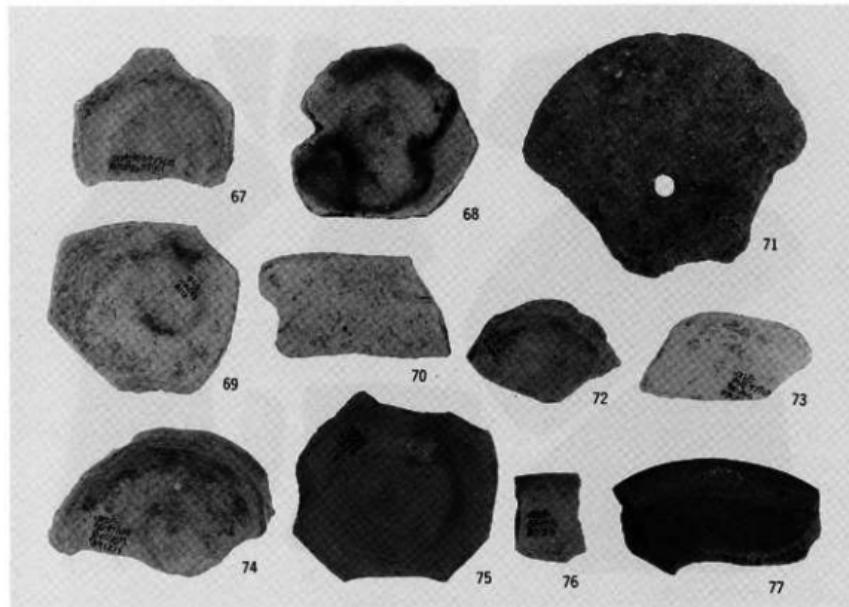
第II調査区出土遺物



第III調査区出土遺物

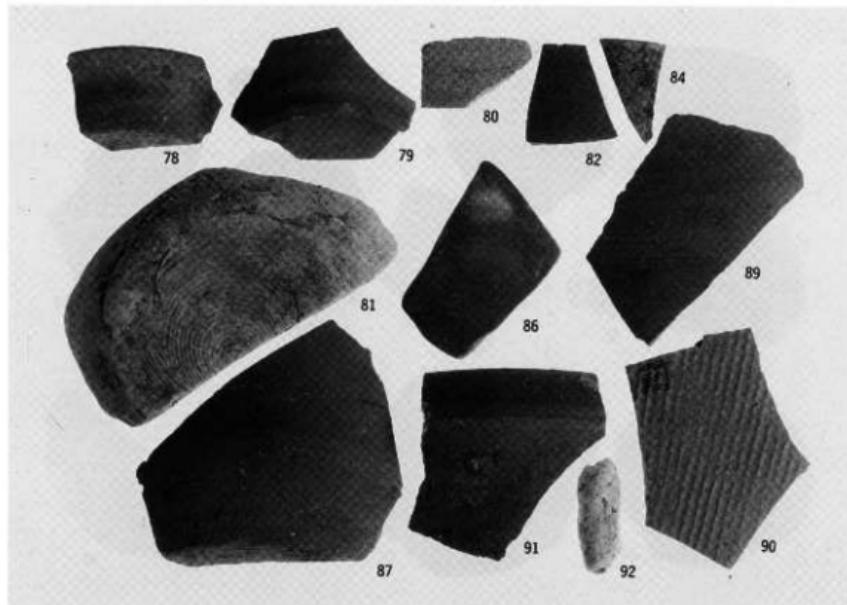


第IV、V調査区出土遺物

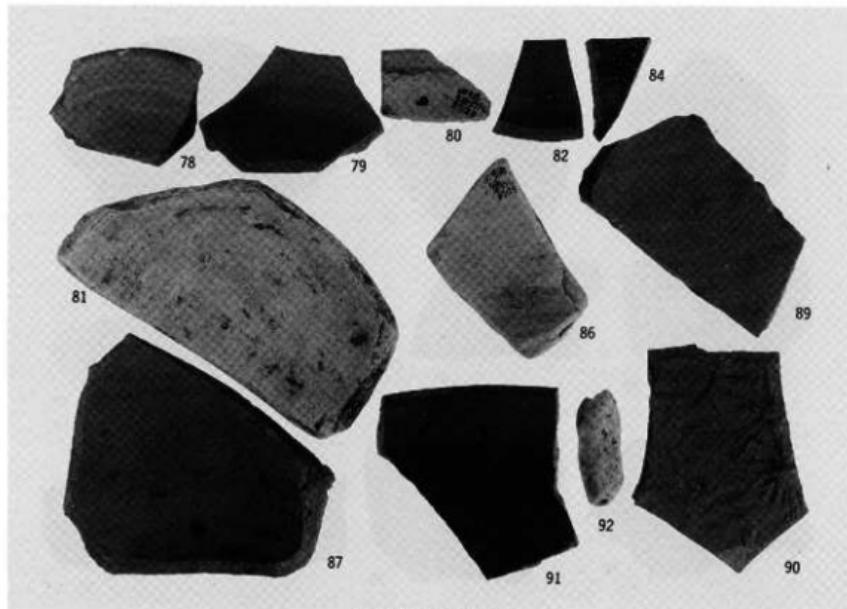


第V調査区出土遺物

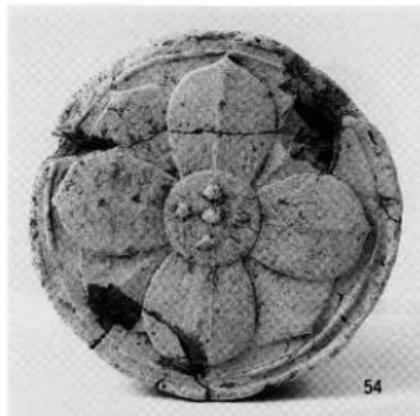
図版10



第V調査区出土遺物



第V調査区出土遺物



54



55



93



94



58



59



99



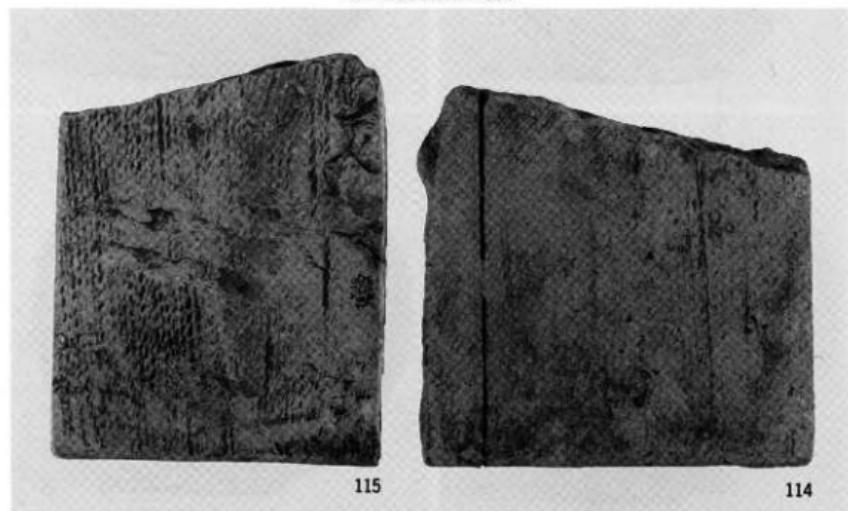
101

図版12



第IV調査区出土螺旋瓦

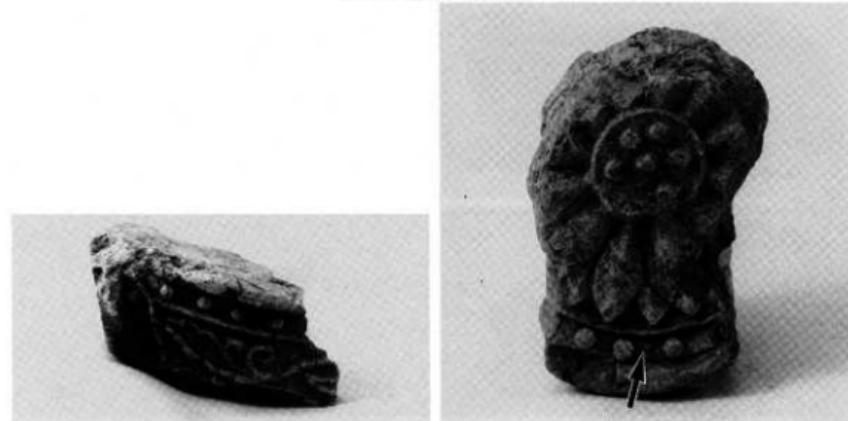
53



115

114

第V調査区出土瓦頭



角 哲男氏採集瓦

昭和63年3月10日 印刷
昭和63年3月31日 発行

風土記の丘地内遺跡発掘調査報告V

発行 烏根県教育委員会
印刷 株式会社報光社